2024年度入学者用

履修の手引

国際看護学部

医療創生大学

柏キャンパス

目　次

医療創生大学の教育理念・目的…… 1

医療創生大学の教育方針…… 1

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）…… 1

カリキュラム・ポリシー
（教育課程編成・実施の方針）…… 1

アドミッション・ポリシー
（入学者受け入れの方針）…… 1

大学での学修のスタート…… 2
1．履修の手引について…… 2
2．ガイダンスについて…… 2
3．大学からの連絡方法について…… 2
4．質問・相談について…… 2

大学の授業…… 3
1．授業の期間（学年・学期）について…… 3
2．授業科目の履修について…… 3
3．授業時間について…… 3
4．出席について…… 3
5．欠席について…… 4
6．学校保健安全法施行規則第 18 条に定める
感染症の分類について…… 5
7．休講・補講、教室変更について…… 6
8．自然災害・交通機関の運行停止等による
通学の停止及び休講等の措置に関する取扱い … 6

授業科目の構成…… 8
1．授業科目の区分について…… 8
2．授業科目の分類について…… 8
3．授業科目の配当学年について…… 8
4．授業科目のナンバリングについて…… 9

単　位…… 10
1．単位数について…… 10
2．単位の認定について…… 10

履修計画・登録…… 11
1．年間履修登録単位数の上限について…… 11
2．履修登録の決まりごとについて…… 11
3．再履修について…… 11
4．再履修に対する受講免除について…… 11

試　験…… 12
1．定期試験について…… 12
2．追試験について…… 12
3．再試験について…… 13

成　績…… 14
1．成績評価について…… 14
2．ＧＰＡ制度について…… 14
3．成績表・卒業合否通知について…… 14

進級と卒業…… 15

履修に関する各種制度と諸注意…… 15
1．特別履修・聴講…… 15
2．休学者が復学した場合の履修…… 15

国際看護学部のカリキュラム…… 17
1．国際看護学部の教育目的…… 17
2．国際看護学部の学位…… 17
3．国際看護学部の３つのポリシー…… 17
4．全学共通教育科目について…… 18
5．国際看護学部看護学科科目…… 19
6．進級判定について…… 20
7．卒業判定について…… 20
8．その他…… 20

国際看護学部看護学科科目一覧…… 21

国際看護学部カリキュラムマップ…… 22

学則等諸規則…… 23

医療創生大学学則…… 23

学位規程…… 50

学生規程…… 51

研究生規程…… 52

研究生申込手続要領…… 52

科目等履修生申込手続要領…… 53

聴講生申込手続要領…… 53

転部・転科に関する細則…… 54

再入学に関わる内規…… 54

個人情報保護への取組み…… 55

キャンパス案内図…… 56

医療創生大学の教育理念・目的

科学的根拠（サイエンス）に基づいた術（アート）を備えた慈愛（ハート）のある医療人の創生

医療創生大学の教育方針

医療創生大学は、「科学的根拠（サイエンス）に基づいた術（アート）を備えた慈愛（ハート）のある医療人の創生」という教育理念（目標）に基づいて教育研究活動を行い、社会に有為な保健医療人材の養成を目指しています。

教育理念（目標）の実現に向けて、本学で何をどのように学び、卒業時・修了時に、何を身につけたか、何ができるようになったかという観点から、本学の特色を踏まえた**ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）**を策定しています。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

医療創生大学（以下本学という）は、教育理念に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1．幅広い教養と専門分野についての十分な知識を身につけ、それらを活用して保健医療人としての基本的な問題を解決することができる。
2．多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとることができる。
3．広い視野と判断力を身につけ、困難な課題や予測不能な事態にも適切に対処することができる。
4．社会に貢献できる保健医療人としてふさわしい関心・意欲・態度を示すことができる。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学では、教育理念を達成するために、以下のような方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

1．大学での学修の意義を理解し、大学生としての学修に必要な基礎的能力や生活習慣を身につけることができるよう、初年次教育科目を配置します。
2．幅広く多様な基礎的知識と基本的な学修能力を獲得するための全学共通カリキュラムとして、基礎科目、教養科目、健康・スポーツ科目の３つの科目群を設置します。
3．各学部学科に専門教育科目を設置し、専門的な知識・技術や方法論を段階的・体系的に教授します。
4．社会との連携のもと、課題解決型の授業を展開して、知識・技術の活用能力、コミュニケーション能力、課題探求力、判断力など、社会生活で必須となる能力を総合的に養います。
5．キャリア教育を行い、社会人としてのキャリアを積むために必要な知識と考え方を身につけるとともに、働くことを通して社会に貢献する意欲を育みます。
6．身につけた知識や技術を統合し集大成するために、発展的学修科目として卒業研究等の科目を配置し、丁寧な個別指導を行います。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

本学は、教育理念を理解するとともに、学ぶ意欲に溢れ、大学での専門教育を受けるうえでの基礎的な能力を身につけている人の入学を希望します。

大学での学修のスタート

大学での学修は、一人ひとりがそれぞれの勉学の目標を定め、入学時から卒業までの長い期間にわたって、余裕のある計画を立てることから始まります。
計画を立てた上で、自分で受講する授業科目を考え決定し、各授業科目を受講することになります。このことを「履修」といいます。

1．履修の手引について

本書「履修の手引」は、国際看護学部の履修方法、進級時や卒業時に必要な単位・科目について解説しています。本書を必ず熟読し、自分で履修の計画を立て、進級や卒業の決まりについてよく理解しておいてください。

2．ガイダンスについて

大学では、前期及び後期のはじめに「ガイダンス」を行い、科目の履修方法・登録方法・変更点などを説明します。

学生にとって、ガイダンスは必要な情報を得ることのできる重要な機会になるので、必ず出席してください。また、年次に応じた詳しい説明などのお知らせがありますので、毎年、出席してください。

ガイダンスを欠席して必要な情報が得られないと、結果的に自分が不利益を被ることになりますので、注意してください。

3．大学からの連絡方法について

大学では、学生への告示や連絡事項などは原則としてMicrosoft Teams/K-port（掲示）、Microsoft Outlook（e-mail）、C-learningで行います。少なくとも１日１回は必ず確認する習慣をつけてください（＊システムの設定方法は別途お知らせします）。

掲示した内容またはメール等での連絡内容はすべて学生に伝達されたものとして取り扱います。特に休講・補講・試験・学生呼び出しなどの連絡事項については十分に注意してください。**掲示を見落としたことにより不利益を被っても、学生各自の責任**となります。

4．質問・相談について

1）履修関係

履修に関する質問・相談は教務学生課で受け付けます。

○授　業　日　平日　9：00 ～ 18：00（土曜日　9：00 ～ 15：00）

○授業日以外　平日　9：00 ～ 17：00（土曜日　9：00 ～ 15：00）

進級や卒業要件等についての不明な点は学年主任やチューターに相談してください。チューターについては入学後に割り振り表を配布しますので、自分のチューターを確認して必要な時には連絡・相談してください。また事務局でも各種相談に応じます。

2）教員に質問・相談をしたい場合

前もって、教員の出講日、オフィスアワーを確認し直接研究室を訪ねてください。その際、別途お知らせする教員のメールアドレスから事前にアポイントメントを取ると日程調整することも可能です。

非常勤講師の場合は事務局へ申し出てください。事務局から調整を行います。

大学の授業

1．授業の期間（学年・学期）について

本学における「学年」は４月１日から翌年３月31日までの間で、１年間の学修期間を２つの学期に区分しています。

前期　４月１日から　　９月21日まで

後期　９月22日から　翌年３月31日まで

※後期授業の開始は年度により変更する場合があります。年度ごとに配布されるスクールカレンダーを確認してください。

2．授業科目の履修について

授業科目の履修方法は、すべて学則に定められています。学生のみなさんは学則に基づいて履修計画を立て、卒業に必要な単位を修得しなければなりません。

本書「履修の手引」は、学則を基に授業科目の履修方法を解説したものですので、熟読し、計画的に履修してください。

大学では毎年、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。履修登録とは、学則によって定められたカリキュラムに基づき、自分で履修すべき授業科目を選択し、登録・申請を行うことです。卒業のための要件は厳格に定められていますので、1年生から計画的に履修する必要があります。

履修登録の方法については、本手引 P.11「履修計画・登録」を参照してください。

3．授業時間について

授業時間は原則として下表のとおりです。

本学における１回の授業時間は90分を基準としています。ただし、期末試験等は時限・時間が異なることがありますので、十分に注意してください。

時　限	授　業　時　間
1	9：00 ～ 10：30
2	10：40 ～ 12：10
3	13：20 ～ 14：50
4	15：00 ～ 16：30
5	16：40 ～ 18：10

4．出席について

1）出席について

授業はすべて出席することが前提であり、何回まで休めるというものではありません。したがって、各科目で設定されている成績評価方法および基準によっては、毎回出席しなければ早い段階で単位の修得が不可能になり、試験を受けることができなくなる場合があります（課題提出や小テストなどが実施されるため欠席が多いと授業についていけなくなります）。

2）出席登録について

授業の出席登録と出席状況の確認は、原則としてC-learning で行います。

講義一覧から授業科目を選択すると、出席受付中の画面に切り替わりますので、科目担当教員から伝えられた「確認キー」を入力し『出席する』ボタンを選びます。出席状況が表示されますので、必ず出席が受け付けられたことを確認して下さい。

3）出席の受付時間帯による出欠の扱い

出席の受付時間帯	出欠状況	C-learning上の表記
授業開始 10 分前から開始まで	出席	出席
授業開始時から開始後 30 分まで	遅刻（出席扱い）	遅刻（出）
授業開始後 30 分以降	遅刻（欠席扱い）	遅刻（欠）
入力が無い場合	欠席	欠席

5．欠席について

本学においては公欠というものは存在せず、原則いかなる欠席も通常の欠席として取り扱います。しかしながら、忌引のほかいわゆる“学校感染症”に感染し学校保健安全法に基づき出席停止等の下表１～５に記載されるようなやむを得ない事情の場合、C-learning 上の表記を以下のとおりとします。

以下の理由で授業を欠席する場合は、下表１～４については事後１週間以内に、下表５～８については事前１週間前までに事務局に欠席届※を提出して下さい。また、欠席した授業については、科目担当教員に当日行われた全ての授業内容を各自で確認して下さい。

なお、この欠席届はあくまで欠席報告を届け出るものであり、成績評価にあたっての配慮を行うかどうかについては、各科目担当教員の判断に委ねられています。**この欠席届の提出により、科目担当教員による成績評価における配慮を確約するものではありません。**

理　由	添付書類等	C-learning 上の表記
１．本人の病気・怪我	医師の診断書の写し、または医療機関による検査結果が記載された文書	病欠
２．学校保健安全法で定められた感染症	医師の診断書の写し、または治癒証明書の写し	出停
３．忌引（３親等まで） １親等（父母、配偶者、子）：７日間 ２親等（祖父母、兄弟姉妹）：５日間 ３親等（おじ、おば、甥、姪、曾祖父母）：3日間	死亡に関する書類(死亡診断書の写し、会葬礼状等)	忌引
４．公共交通機関の遅延	遅延証明書	遅延
５．就職活動の面接、試験	就職試験案内等の写し（日時・場所等の記載されたもの）	就活
６．実習等（単位認定を伴うもの）	実習等を証明できる書類の写し	実習
７．課外活動	大会等への出場を証明する書類の写し	他
８．その他の活動	その他の活動を証明する書類等	他

※欠席届の様式について

C-learning　＞　事務局　＞　教材倉庫　＞　各種届出様式　＞　欠席届

６．学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症の分類について

学生が次表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とします。

感染症名	対象疾病	潜伏期間	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群 （病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ （感染症法に規定する）		治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	１～２日	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症		発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	百日咳	６～15日	特有の咳が消える、又は５日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	10～12日	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	14～24日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後、５日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	14～23日	発疹が消失するまで
	水痘	11～20日	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	２～14日	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	２年以内	主治医において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	１～10日	
第三種	細菌性赤痢、コレラ	１～３日	伝染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157など）	10時間 ～６日	
	腸チフス、パラチフス	７～14日	
	流行性角結膜炎	２～14日	
	急性出血性結膜炎	１～３日	
	その他の伝染病		条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病

〈出席停止の日数の数え方〉

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第１日とします。

（例）「解熱した後３日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解熱	１日目	２日目	３日目	出席可能	

（例）「インフルエンザで発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
発症（発熱）	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	出席可能
			解熱	１日目	２日目	

7．休講・補講、教室変更について

1）柏キャンパスでは、授業担当教員から事務局に休講・補講、教室変更の連絡が入り次第、専任教員はC-learning、非常勤はK-portより連絡します。自然災害及び交通機関の運行停止等による通学の停止及び休講等については、本手引 P.6「自然災害及び交通機関の運行停止等による通学の停止及び休講等の措置に関する取扱い」を参照してください。

2）休講情報は、大学で発行する個人ごとのメールアドレスにも配信します（履修登録をした科目のみ）。個人ごとのメールアドレスは、各自で携帯電話等への転送もできます。

3）授業開始時刻後であれば､職員が直接教室へ行き口頭で連絡します｡教室のホワイトボードを使っての休講連絡は行いません。

4）授業開始時刻を30分経過しても休講等の連絡がない場合は、受講している学生の代表者（誰でも構いません）が事務局へ行って指示を受け、その指示を受講者全員に確実に伝えてください。

5）休講となった授業は、補講期間または教員の指定する期日に補講を行います。

6）学生からの休講や補講、教室変更に関する電話、電子メールなどでの問い合わせについては、一切応じることはできません。当日の連絡になる場合もありますので、各自で確認してください。

8．自然災害・交通機関の運行停止等による通学の停止及び休講等の措置に関する取扱い

本基準は、柏キャンパスにおいて、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪・台風・地震等の自然災害による場合及び自然災害の影響により交通機関が運行停止となった場合に、学生の安全確保のため、以下の基準により通学の停止や授業及び定期試験を休講とする措置を講じます。また、下記以外に特別な事態が生じた場合においても通学の停止、授業の短縮や休講とする措置を講じる場合があります。

1）自然災害による場合

（1）気象庁の警報発令等の種類

① 暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪のいずれかの特別警報が発令された場合
② 暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪のいずれかの警報が発令された場合
③ 震度５強以上の地震が発生した場合
④ 警戒レベル４の避難指示が発令された場合

気象庁 ⇨

（2）気象庁の警報発令等の地域

① 千葉県北西部の東葛飾[*1]（柏市、我孫子市、流山市、野田市、松戸市、鎌ケ谷市、市川市、船橋市、八千代市、習志野市、浦安市）及び居住地域または通学区域において特別警報及び警報が発令された場合
② 千葉県北西部の東葛飾及び居住している地域または通学区域において、震度５強以上の地震が発生した場合
③ 千葉県北西部の東葛飾地域及び居住している地域または通学区域において警戒レベル４の避難指示が発令された場合

[*1]は、気象庁の地域分類による

（3）気象庁の警報等の解除時刻と授業開始後の休講措置について

警報等の解除時刻	授業等の開始時限
午前６時時点で解除	１時限目から授業等を実施
午前10時時点で解除	３時限目から授業等を実施
上記時間以降の解除	全時限の授業等を休講
授業開始後に発令（発生）した時刻	次の時限または授業短縮とした後に休講

（４）臨地実習期間の場合

臨地実習期間で自宅や宿泊場所から各臨地実習施設に通学している場合は、臨地実習施設のある地域及び居住している地域または通学区域における警報発令（発生）状況と読み替えて対応してください（判断に迷う場合は、科目担当教員の指示に従う）。

２）交通機関が運行停止となった場合

（１）交通機関の対象路線

① つくばエクスプレス線（秋葉原～つくば）が運行停止になった場合

② JR常磐線（各停）、JR常磐線（品川～水戸）、と①が運行停止になった場合

③ 武蔵野線（東京～府中本町）、東武アーバンパークライン（船橋～柏、柏～大宮）、関東鉄道常総線（取手～下館）と②が運行停止になった場合

※ 当該交通機関での事故等による一時的な運行停止は対象となりません。

路線千葉 ⇨

（２）運行開始時刻と授業等の開始時限

運行開始時刻	授業等の開始時限
午前６時時点で運行	１時限目から授業等を実施
午前10時時点で運行	３時限目から授業等を実施
上記時間以降の運行開始	全時限の授業等を休講
授業開始後に運行停止や停止予告	運行停止状況により対応

※前日に（１）-①～③について運行停止時刻が予告されている場合は、運行再開時刻を表にあてはめる。（例：午前10時に運行再開予告の場合は３時限目から授業等を実施、午後12時に運行再開予告の場合は全時限の授業等は休講）

（３）臨地実習期間の場合

臨地実習期間で自宅や宿泊場所から各臨地実習施設に通学している場合は、臨地実習施設に通学するための路線各線が運行停止になった場合と読み替えてください。ただし、午前６時時点で運行停止の場合及び運行停止が予告されている場合は、当該日の臨地実習は休講とします。（＊迷った場合には、P7.「３）その他（３）」に従ってください）

３）その他

（１）柏キャンパスにおける午前９時以降の休講等の通知は、K-port、C-learning、および柏キャンパスのホームページでお知らせします。防災状況については、各自で気象庁、各交通機関のホームページの情報を確認してください。

（２）授業等が休講となる場合は、原則として課外活動等も全て活動中止とします。よって、本学柏キャンパスに登学することも原則として禁止します。

（３）臨地実習施設の地域状況の情報について判断できない場合は、C-learningを通じて担当教員に確認し、指示を受けてください。

（４）授業等が休講とならない場合で、居住している地域または通学区域で発生した警報、運行停止によるやむを得ない欠席については、その旨を記載した欠席届を事務局に提出し指示を受けてください。

授業科目の構成

1．授業科目の区分について

授業科目は、その内容により、以下のように区分されています。

○全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、
健康・スポーツ教育科目、一般教養科目）

○専門教育科目（専門基礎分野、専門分野、統合分野）

また、学修期間により、以下のように区分されています。

○通年科目：１年間（30週）にわたって履修する科目

○前期科目：前　期（15週）にわたって履修する科目

○後期科目：後　期（15週）にわたって履修する科目

※なお、夏期休業中などの期間に集中して授業を行う場合があります（＝集中講義)。

2．授業科目の分類について

必　修　科　目	卒業資格を得るためには必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で、指定された範囲から選択し、一定の単位数以上、必ず修得しなければならない科目
自由選択科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で、自由選択ができる科目

3．授業科目の配当学年について

授業科目は、その開講される学年（配当学年）が定められ、順序づけられています。したがって、自分の学年に配当された授業科目および自分の学年より下の学年に配当された授業科目を履修しなければなりません（再履修を含む)。

なお、自分の学年より下の学年に配当された科目の履修については、自分の学年の必修科目と時間割上重複する場合があります。当該年度の履修科目は必ず単位修得するよう心がけましょう。

4．授業科目のナンバリングについて

ナンバリングとは、授業科目に番号を付して分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みのことです。本学では、６桁の記号を用いています。

１）最初の３桁の記号（アルファベット）は領域を表します（下表参照）。
２）４桁目の数字は各授業科目の分野を表します。
３）５桁目の数字は学年・学期を表します（例：１年前期は“１”、１年後期は“２”、２年前期は“３”）。
　　注）通年科目は、前期の番号と同じになります。
４）最後の数字は各分野・学期ごとの通し番号です。
　　注）実習科目は、“０”または“９”となります。

（例）看護と人間関係

ＷＳＦ	１	３	１
↓	↓	↓	↓
領域（系）	分野	学年・学期	通し番号

○領域記号

ＷＦＳ	フレッシャーズセミナー
ＷＬＴ	リテラシー教育科目
ＷＦＬ	外国語教育科目
ＷＧＥ	全学共通科目（健康・スポーツ教育科目、一般教養科目）
ＷＳＢ	専門教育科目（専門分野　専門基礎分野）
ＷＳＦ	専門教育科目（専門分野）
ＷＩＴ	専門教育科目（専門分野　国際看護学・看護の統合と実践）

○授業科目のナンバリング一覧は、P.20を参照。

単　位

本学では単位制を採用しています。単位制とは、授業科目にそれぞれ定められた単位があり、その授業科目を履修して試験に合格すれば単位が与えられる制度をいいます。

国際看護学部では、４年以上８年以内（※ただし、休学期間は在学年数に算入しません。）本学に在学して、所定の単位を修得すれば卒業と認定し、学士の学位が授与されます。

１．単位数について

授業科目の単位数は、すべて学則で定められています。単位数とは、授業科目の学修に必要な時間量のことで、履修した授業科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるものです。

各授業科目における単位数は、45時間の学修を必要とする構成内容をもって１単位とすることを標準としています。

ただし、単位数の算出方法は授業の種類や形態によって異なっており、授業の方法に応じた教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して決められます。授業の他に、予習・復習といった教室外での学修時間も含めて成り立っています。

本学の場合、原則として次の基準により単位数を計算しています。なお、本学では１時限（90分）の授業を２時間とみなしています。

講義・演習	15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とする
実　　習	30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とする

２．単位の認定について

授業科目を履修し、下記の条件を満たせば、所定の単位が認定されます。

○履修登録が確実に行われていること

○当該科目の授業に３分の２を超えて出席していること

○当該科目の評価が合格点（P.14参照）に達していること

履修計画・登録

それぞれの年度でどのような授業科目を履修するかという計画を「履修計画」といいます。
また、年度の初めごとに、履修の手引、シラバス、時間割表に従って、その学年に履修する科目を選択し、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。

1．年間履修登録単位数の上限について

授業科目の履修にあたっては、系統的かつ総合的な学修を考慮し、予習･復習時間を十分に確保し、計画的な履修が行えるように当該年度に登録できる単位数の上限を設けています。

年間履修登録単位数の上限：45単位

2．履修登録の決まりごとについて

○履修登録は「前期のみ開講」、「後期のみ開講」、「集中講義による開講」などに係らず、年間全ての科目を履修登録しなければなりません。登録漏れのないようにしてください。
○履修登録をしていない科目は、受講して試験を受けても単位が認められません。
○一度単位を修得した科目を再度履修することはできません。
○同一時限に２科目以上を履修登録することはできません。
○後期授業開始後の所定の期間内に限り、登録内容の変更（科目の追加・変更）を認めます。
○前期に修得できなかった科目も年間履修登録単位数の上限（45単位）に含まれます。前期に修得できなかった科目を取り消すことはできません。
○一度修得した単位および成績は取り消すことができませんので、慎重に計画を立ててください。
○履修登録の有効期限は当該年度限りであり、履修登録は毎年度行わなければなりません。

3．再履修について

再履修とは、前年度またはそれ以前に履修登録をして単位を修得できなかった科目を、翌年度以降に改めて履修することです。

再履修に際して注意する事項は、次のとおりです。

○必修科目の単位を修得できなかった場合は、必ず再履修して修得する必要があります。
○その他の科目について、再履修するかどうかは、各自の意思に任せられています。
○再履修科目の履修登録・試験などは、新規に履修する科目の場合と同様です。

4．再履修に対する受講免除について

当該学年の必修科目と下位学年の不合格必修科目が時間割で重複した場合に、下位学年の不合格必修科目の受講を免除する制度です。ただし、下位学年の不合格選択必修科目は対象外です。

履修登録期間に、所定の用紙により担当教員の許可を得た上で事務局へ申請してください。

なお、単位認定については、担当教員の指示する学習計画（補講、自学自習等）に基づき試験等により評価しますので、必ず担当教員に学習計画を確認し、指示に従ってください。

試　験

本学では定期試験及び臨時試験（追試験、再試験）を次のように分類します。

授業科目の性質上、担当教員が試験よりも学修効果があると判断した場合は、試験に代えてレポートを課します。

１．定期試験について

定期試験とは、「前期末、学年末に定期的に行う試験」をいいます。原則として、講義終了後に実施します。定期試験を実施する科目・時間・場所については、別途お知らせしますので、必ず確認してください。

なお、試験時間を間違えて定期試験を受けられなかった場合は、追試験を受けることができませんので、注意してください。

〈試験時の注意事項〉

試験の際には、以下に示す事項を厳守してください。

① 受験できる科目は、年度初めに「履修登録」をし、許可を受けたものに限られる。
② 授業の３分の１以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。
③ 授業料等未納者は、全ての科目の受験資格を失う。
④ 受験に際しては、次のことに留意すること。
　○試験場は授業が行われる講義室とは異なる場合があるので注意すること。
　○受験の際は、学生証を提示すること。学生証の提示場所は、座席の通路側の机上とする。
　○定期試験当日に学生証を忘れた者は、事務局で仮学生証（有料、当日限り有効）を発行してもらうこと。
　○答案には、学部、学科、学籍番号、氏名を明瞭に記入すること。記入していない答案は無効となる。
　○特に許された参考資料等の他は、試験場に持ち込むことができない。
　○不正行為をした者には、次の処分が行われる。
　　ⅰ．その時点で受験を停止する。
　　ⅱ．それ以降の期間内の受験はできない。
　　ⅲ．不正行為科目および受験できない科目の成績はつけられない。
　　ⅳ．その氏名を学内に掲示する。
　○その他、試験場ではすべて試験監督者の指示に従うこと。

２．追試験について

追試験とは、「病気その他やむを得ない事情により、定期試験を受けることができなかった学生を対象に行う試験」をいいます。但し、追試験の評価は下表のとおりです。

１）追試験の手続き

追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を事務局へ提出してください。審査の上、後日、許可証を発行します。

2）認められる事由、必要書類、評価基準

事　　由	必　要　書　類	評価基準
1．感染症※	医師の診断書等	100点満点
2．実習等（教育実習、介護体験、福祉実習、インターンシップ等）	担当部署の発行する書類	
3．就職試験	就職試験案内等（受験票）	
4．忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等	
5．交通機関の遅延	遅延証明書	
6．交通事故	事故証明書	
7．裁判員裁判	公的証明書	
8．その他の公的な事由	公的証明書	
9．その他の私的な事由	学生の所属する学部の学部長押印のある理由書	90点満点

※感染症は、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症とする（P.5参照）。
※９.については、P.19「８．その他」を合わせて確認すること。

3）追試験料

前掲出表の「９．その他の私的な事由」のみ追試験料を徴収します。
追試験料は１科目につき1,000円で、証紙により納めてください。

3．再試験について

再試験とは、「定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている科目について、定期試験終了後に行う試験」をいいます。ただし、再試験の評価は60点満点です。

なお、前期の再試験は前期開講科目を、後期の再試験は後期開講科目を対象とします。

1．大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。
2．定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている（科目数の制限なし）。
3．当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。

なお、次の者は対象外になります。

原則として、健康・スポーツ教育科目、実習科目、ゼミナールおよび学科の指定した科目の不合格者

1）再試験の手続き

定期試験終了後、科目担当教員より再試験の該当者を掲示します。再試験の該当者は再試験の前日までに事務局で再試験受験票の用紙を受けとり、必要事項を記入の上、証紙貼付したものを再試験当日に必ず持参してください。科目担当教員が回収します。

2）再試験料

再試験料は1科目につき1,000円で、証紙により納めてください。

成　績

1．成績評価について

成績はＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆの評価で表し、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃを合格、Ｆを不合格とします。合格判定科目は、ＰまたはＨで表し、Ｐを合格、Ｈを不合格とします。他大学等において修得した単位を認定する場合は、Ｔで表します。なお、不合格の科目は成績証明書には記載されません。

点数	評価	合否
100点～90点	S	合格
89点～80点	A	
79点～70点	B	
69点～60点	C	
59点以下	F	不合格

2．ＧＰＡ制度について

1）ＧＰＡとは

Grade Point Averageの略で、履修科目の成績の平均を数値で表わしたものです。この数字を見ることで、自分の成績をより客観的に把握することができます。

2）ＧＰＡの計算方法

成績評価のＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆにそれぞれ４・３・２・１・０の数値（GP）を与えます。次にそれぞれのGPに科目の単位数を乗じ、その合計を履修科目の総単位数で除して算出します。GPAは小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位までの数値とします。

【計算例】

①「心理学概論」（２単位）Ａ：３（GP）

②「コンピュータリテラシー」（１単位）Ｓ：４（GP）

$$\frac{(\underset{\text{GP①}}{3}\times\underset{\text{単位①}}{2}+\underset{\text{GP②}}{4}\times\underset{\text{単位②}}{1})\div(\underset{\text{単位①}}{2}+\underset{\text{単位②}}{1})}{\underset{\text{GPA}}{3.3}}$$

3）本学におけるＧＰＡのルール

本学では、次のようなルールでGPAを計算します。

○卒業に関わるすべての履修科目（全学共通教育科目と専門教育科目）を対象とします。

○合格判定科目（Ｐ、Ｈ）及び認定科目（単位互換による他大学の単位等）は含めません。

○不合格科目も計算の対象とします。（履修登録済で受講しなかった科目“放棄科目”があると、GPAは下がります。）

4）ＧＰＡの利用

○奨学金貸与基準　／　○修学支援及び履修指導

GPAの詳細については、事務局にお問い合わせください。

3．成績表・卒業合否通知について

成績表は、随時、確認することができます。但し、成績が確定となるのは年度末です。また、学期末に保証人宛に郵送します。

卒業合格通知は、３月上旬頃に保証人宛に郵送し、学生本人には２月下旬に学内掲示にてお知らせします。

進級と卒業

国際看護学部には､すべての学年への進級および卒業の合否を判定する制度があります｡休学等によって在学年数を満たしていない場合または進級判定、卒業判定で不合格となった場合は留年となります。

なお、留年となった場合でも、その後の進級や卒業の判定基準および卒業に必要な要件は、**入学年度の「履修の手引」**のとおりですので注意してください。

P.19 に学年別に要点をまとめてありますので、よく読んで履修してください。

履修に関する各種制度と諸注意

1．特別履修・聴講

他学部、他学科の専門教育科目を学びたい場合は、「特別履修」および「聴講」という制度があります。

1）特別履修について

特別履修では、受講した科目について単位を修得することができます。

〔認可基準〕

特別履修を許可するのは、下の①～⑤を満たし、かつ学長が許可した場合とします。

① 自分の学年または自分より下の学年に配当された科目であること。
② 教育設備に余裕があること。
③ 受講する能力があると認められること。
④ 当該科目担当教員が履修を認めていること。
⑤ 将来その科目を修得する必要があると認められること。

〔受講手続〕

特別履修を希望する学生は、履修登録・確認期間中に事務局にある指定用紙に記入の上、申込みを行い、許可された者は履修登録を行います。

2）聴講について

聴講は単位の修得を目的とせず、講義を聴講することをいいます。したがって、履修登録は不要で、試験もありません。

聴講を希望する学生は、履修登録・確認期間中に事務局にある指定用紙に記入し、科目担当教員の許可印をもらった上で、申込みを行います。

2．休学者が復学した場合の履修

卒業に必要な要件は、**入学した年度の「履修の手引」**によります。

なお、復学する学年は、事務局にてお問い合わせください。

国際看護学部

国際看護学部のカリキュラム

1．国際看護学部の教育目的

国際看護学部は、本学の教育理念・目的を踏まえ、「グローバルな視点をもった社会に有為な保健医療人材」を養成することを目的としています。

グローバル化した社会においては、出身国に関わらずすべての人々への質の高い看護ケアを提供することが求められます。また、近年では科学的根拠に基づいた看護実践力を提供するため、高度な情報処理能力や研究力を持った看護師が必要とされています。国際看護学部では、グローバル社会を支えていく新しい役割を担える人材を育成します。

2．国際看護学部の学位

国際看護学部では、４年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。
ただし、通算在学年数（休学期間は算入しない）は８年を超過できません。
国際看護学部の卒業生に与えられる学士の学位は、下表のとおりです。

学　科　名	学士の学位
看　護　学　科	学士（ 看護学 ）

3．国際看護学部の３つのポリシー

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

国際看護学部は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1） 多文化社会に対応できる柔軟な能力、および広い視野と高い倫理観を持ち、グローバル化する次代の医療を担える看護能力を身につけている。
2） 科学的な根拠（エビデンス）に基づき、必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。
3） 情報を正しく捉えて分析し、科学的に考えることのできる研究心を身につけている。
4） 優れた健康科学や看護ケアを世界に発信できる質の高い看護専門性を身につけている。
5） 看護専門職として生涯にわたり持続可能な主体的学修心を身につけている。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

国際看護学部では、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような教育課程を編成して実施します。

1） １年次において、リテラシー教育科目および大学人として必要な知識である人文科学や社会科学、自然科学などの領域に関わる選択科目の習得によって、大学人としての教養力を身につける。同時に、看護学の基礎となる基礎看護技術や基礎看護学実習を早期から導入することで、看護学を学ぶ上での学問的基盤を早期に身につけるきっかけとする。専門科目を速やかに導入することにより、自ら主体的に学ぶ姿勢を育むことができるとともに社会人としての基礎力を涵養する（ディプロマ・ポリシー１～５に対応）。

2)　２年次から３年次にかけては、専門基礎科目を中心に各専門領域の技術学修に結びつけた技術演習をしっかり学ぶとともに、それらを実施するための根拠となるエビデンスを常に念頭に置いた技術学修を行う（ディプロマ・ポリシー２・４・５に対応）。
3)　２年次では「健康福祉社会とグローバル化」、３年次においては国際看護に必要な科目と演習・実習を配置し、多文化社会に対応し、グローバル化する社会に向けて活動できる能力を養う（ディプロマ・ポリシー１・５に対応）。
4)　３年次後期から４年次にかけては、看護専門領域である成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護論の各領域に加えて、「国際看護学」を設定し、講義や演習、実習によって日本の保健医療システムと海外との比較を通して看護のグローバルリーダーに求められる素養を身につける（ディプロマ・ポリシー１～５に対応）。
5)　４年次では領域を超えた統合実習によって、新たな科学的思考のできる医療人となる学修を行う（ディプロマ・ポリシー１～５に対応）。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

国際看護学部は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づき、アドミッション・ポリシーを次のとおりとします。

1)　国際的な視野を持って活躍できる看護師となることを希望している人
2)　心身ともに健全で思いやりと協調性をもって他者と接することができる人
3)　ものごとに積極的に誠実に取り組む姿勢が身についている人
4)　看護学を学ぶにあたって必要な基礎的能力を身につけている人

４．全学共通教育科目について

全学共通教育科目は、学部学科の別によらず、大学生にふさわしい基礎力、教養、技能を幅広く身につけることが目的となっている科目です。

全学共通教育科目は、その内容により、必修科目の初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、健康・スポーツ教育科目および一般教養科目の５つに分かれています。

国際看護学部では、15単位が必修、８単位が選択必修科目で合計23単位以上を履修します。一般教養科目については、人文科学分野から２単位以上、社会科学分野から２単位以上、自然科学分野から情報演習（必修）を含む３単位以上を修得することが必要です。

【全学共通教育科目の種類】

初年次教育科目

１年生で「フレッシャーズセミナー（２単位）」が必修科目となっています。

リテラシー教育科目

１年生で「日本語リテラシー（１単位）」、「コンピュータリテラシー（１単位）」が必修科目となっています。

外国語教育科目

国際看護学部では、１年生で英語４単位、２年生以上で英語２単位が必修となっています。さらに選択必修として、中国語、韓国語から２単位を修得します。

健康・スポーツ教育科目

１年生で「健康の科学（２単位)」と「健康･スポーツ１（１単位)」「健康･スポーツ２（１単位)」が必修科目となっています。

一般教養科目

一般教養科目として、人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野の科目が開設されています。

一般教養科目については、人文科学分野から２単位以上、社会科学分野から２単位以上、自然科学分野から情報演習（必修）を含む３単位以上を修得することになっています。

５．国際看護学部看護学科科目

P.21に、専門教育科目および全学共通教育科目の一覧、カリキュラムマップを掲載しています。以下の注意事項をよく読み、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、より幅広い知識を身につけていくことが求められます。

注意事項

1．各科目は、学年順に履修すること。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
2．必修科目の単位は、必ず修得する必要があります。
3．卒業に必要な専門教育科目および全学共通教育科目の単位を満たすため、選択必修科目の単位を修得する必要があります。

【卒業に必要な単位】

※卒業要件は124単位で、全学共通教育科目が23単位、専門教育科目が101単位です。

科目区分		必修	選択必修	計
全学共通教育科目	初年次教育科目	２単位	—	23単位
	リテラシー教育科目	２単位	—	
	外国語教育科目	６単位	２単位	
	健康・スポーツ教育科目	４単位	—	
	一般教養科目※	１単位	６単位	
専門教育科目（専門基礎分野）		22単位	—	101単位
専門教育科目（専門分野）		79単位	—	
合計		116単位	８単位	124単位

※一般教養科目については人文科学分野から２単位以上、社会科学分野から２単位以上、自然科学分野から情報演習（必修）を含む３単位以上を選択必修することが必要です。

6．進級判定について

国際看護学部ではすべての学年において、進級のための進級判定があり、次の基準によります。

1）３年生までの各学年への進級判定

1．当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が３科目以内であること。
2．実習科目に、不合格となった科目がないこと。

2）３年生から４年生への進級判定

1．当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が３科目以内であること。
2．臨地実習科目に、合格していること。ただし、特別な理由により臨地実習をできなかった場合を除く。

※ 進級判定不合格者は留年となり、上位学年に配当された科目の履修はできません。
４年生への進級合格者は、就職活動等で必要な卒業見込証明書の交付が受けられます。

7．卒業判定について

卒業の判定基準は、次のとおりです。

1．４年以上８年以内在学していること（ただし、休学期間は在学年数に算入しません)。
2．卒業に必要な科目をすべて修得していること。
3．卒業に必要な単位数以上を修得していること（単位数の内訳は、「P. 20 国際看護学部看護学科科目一覧」を参照してください)。
4．卒業までに必要な学費を全額納入していること。

卒業判定基準を満たした者は卒業と認定され、学士の学位が授与されます。

8．その他

追試験が認められる事由（P.13）の「９．その他の私的な事由」について、体調不良等の場合は日付と医療機関の受診が証明される書類を添えて学部長に申請してください。

国際看護学部 看護学科 科目一覧 （ディプロマポリシーとの関連含む）

令和6年度入学生

区 分			授業科目	科目ナンバリング	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	1単位当たりの時間数	授業方法	ディプロマ・ポリシー(DP) 1 多文化社会に対応できる柔軟な能力，および広い視野と高い倫理観を持ち，グローバル化する次代の医療を担える看護能力を身につけている。	2 科学的な根拠(エビデンス)に基づき，必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。	3 情報を正しく捉えて分析し，科学的に考えることのできる研究心を身につけている。	4 優れた健康科学や看護ケアを世界に発信できる質の高い看護専門性を身につけている。	5 看護専門職として生涯にわたり持続可能な主体的学修心を身につけている。
全学共通教育科目	初年次教育科目		フレッシャーズセミナー	WFS111	1前	2		30	演習	○		○		○
	リテラシー教育科目		日本語リテラシー	WLT211	1前	1		30	演習	○	○	○	○	○
			コンピュータリテラシー	WLT212	1前	1		30	演習	○	○	○	○	
	外国語教育科目		英語A1	Aクラス WFL311 Bクラス WFL313 Cクラス WFL315	1前	1		30	演習	○			○	
			英語A2	Aクラス WFL323 Bクラス WFL325 Cクラス WFL327	1後	1		30	演習	○			○	
			英語B1	Aクラス WFL312 Bクラス WFL314 Cクラス WFL316	1前	1		30	演習	○			○	
			英語B2	Aクラス WFL324 Bクラス WFL326 Cクラス WFL328	1後	1		30	演習	○			○	
			英語C1	Aクラス WFL331 Bクラス WFL334 Cクラス WFL335	2前	1		30	演習	○			○	
			英語C2	Aクラス WFL344 Bクラス WFL347 Cクラス WFL348	2後	1		30	演習	○			○	
			中国語1	WFL332	2前		1	30	演習	○			○	
			中国語2	WFL345	2後		1	30	演習	○			○	
			韓国語1	WFL333	2前		1	30	演習	○			○	
			韓国語2	WFL346	2後		1	30	演習	○			○	
	健康・スポーツ教育科目		健康の科学	WGE411	1前	2		15	講義	○		○		○
			健康・スポーツ1	Aクラス WGE412 Bクラス WGE413	1前	1		30	演習	○				○
			健康・スポーツ2	Aクラス WGE423 Bクラス WGE424	1後	1		30	演習	○				○
	一般教養科目	人文科学分野	哲学の世界	WGE511	1前		2	15	講義	○	○			○
			心理学概論	WGE512	1前		2	15	講義	○	○			○
			倫理学の世界	WGE523	1後		2	15	講義	○	○			○
		社会科学分野	法学入門	WGE621	1後		2	15	講義	○	○			○
			社会学入門	WGE622	1後		2	15	講義	○	○			○
			世界の歴史と文化	WGE623	1後		2	15	講義	○	○			○
		自然科学分野	自然科学のあゆみ	WGE711	1前		2	15	講義	○	○			○
			統計のしくみ	WGE712	1前		2	15	講義		○	○	○	
			生命の科学	WGE713	1前		2	15	講義		○	○		○
			情報演習	WGE714	1前	1		30	演習	○	○	○	○	○
専門教育科目	専門分野	専門基礎分野	人体の構造と機能Ⅰ	WSB111	1前	2		15	講義	○	○	○		
			人体の構造と機能Ⅱ	WSB112	1前	2		15	講義	○	○	○		
			人体の構造と機能Ⅲ	WSB123	1後	2		15	講義	○	○	○		
			人体の構造と機能Ⅳ	WSB124	1後	2		15	講義	○	○	○		
			こころとからだの探求	WSB125	1後	1		15	講義	○	○	○	○	
			薬物と薬物療法	WSB131	2前	2		15	講義	○	○	○		
			疾病と治療Ⅰ	WSB126	1後	1		15	講義		○	○		
			疾病と治療Ⅱ	WSB132	2前	2		15	講義		○	○		
			疾病と治療Ⅲ	WSB144	2後	2		15	講義		○	○		
			公衆衛生学	WSB133	2前	2		15	講義		○	○		
			医療統計学演習	WSB127	1後	1		30	演習		○	○	○	
			健康福祉社会とグローバル化	WSB145	2後	2		15	講義	○			○	
			地域における健康増進	WSB128	1後	1		15	講義	○		○		
		基礎看護学	看護学原論	WSF111	1前	2		15	講義	○	○	○	○	○
			健康教育と看護倫理	WSF123	1後	2		15	講義	○	○	○	○	○
			看護と人間関係	WSF131	2前	2		15	講義	○	○	○	○	
			看護の基礎技術	WSF112	1前	2		15	講義	○	○	○	○	
			基礎看護技術Ⅰ	WSF124	1後	1		30	演習	○	○	○	○	○
			基礎看護技術Ⅱ	WSF132	2前	1		30	演習	○	○	○	○	○
			フィジカルアセスメント	WSF143	2後	1		30	演習	○	○	○	○	
			基礎看護学実習Ⅰ	WSF110	1前・後	1		45	実習	○	○	○	○	○
			基礎看護学実習Ⅱ	WSF130	2前・後	2		45	実習	○	○		○	○
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護学概論	WSF231	2前	2		15	講義	○	○		○	○
			地域看護と地域包括ケアシステム	WSF242	2後	2		15	講義	○	○		○	
			地域・在宅看護活動／援助論	WSF243	2後	1		15	講義	○	○		○	
			地域・在宅看護学演習	WSF251	3前	1		30	演習	○	○	○	○	○
			地域を学ぶ	WSF220	1後	1		45	実習	○	○	○	○	○
			地域・在宅看護学実習	WSF250	3前・後	2		45	実習	○	○	○	○	○
		成人看護学	成人看護学概論Ⅰ（急性期）	WSF331	2前	2		15	講義		○	○	○	○
			成人看護学概論Ⅱ（慢性期）	WSF342	2後	2		15	講義		○		○	○
			成人急性期の看護方法	WSF351	3前	1		30	演習		○	○	○	○
			成人慢性期の看護方法	WSF352	3前	1		30	演習		○	○	○	○
			成人看護学実習Ⅰ（急性期）	WSF358	3前・後	2		45	実習		○	○	○	○
			成人看護学実習Ⅱ（慢性期）	WSF359	3前・後	2		45	実習	○	○		○	○
			成人看護学実習（外来看護と地域・多職種連携）	WSF350	3前・後	1		45	実習	○	○		○	○
		老年看護学	老年看護学概論	WSF431	2前	2		15	講義	○	○		○	○
			老年看護活動／援助論	WSF442	2後	1		15	講義		○	○	○	
			老年看護学演習	WSF451	3前	1		30	演習		○		○	○
			老年看護学実習Ⅰ	WSF450	3前・後	2		30	実習	○	○		○	○
			老年看護学実習Ⅱ	WSF459	3前・後	2		45	実習	○	○		○	○
		小児看護学	小児看護学概論	WSF531	2前	2		15	講義		○		○	○
			小児看護活動／援助論	WSF542	2後	1		15	講義		○	○	○	
			小児看護学演習	WSF551	3前	1		30	演習		○		○	○
			小児看護学実習	WSF550	3前・後	2		45	実習		○	○	○	○
		母性看護学	母性看護学概論	WSF631	2前	2		15	講義	○	○	○	○	○
			母性看護活動／援助論	WSF642	2後	1		15	講義	○	○	○	○	○
			母性看護学演習	WSF651	3前	1		30	演習		○	○	○	○
			母性看護学実習	WSF650	3前・後	2		45	実習	○	○	○	○	○
		精神看護学	精神看護学概論	WSF731	2前	2		15	講義	○	○		○	○
			精神看護活動／援助論	WSF742	2後	1		15	講義	○	○	○	○	○
			精神看護学演習	WSF751	3前	1		30	演習	○	○	○	○	○
			精神看護学実習	WSF750	3前・後	2		45	実習	○	○	○	○	○
		国際看護学	医療英語	WIT151	3前	1		30	演習	○			○	○
			国際看護学	WIT152	3前	2		15	講義	○	○	○	○	○
			英語診療演習	WIT153	3前	1		30	演習	○		○	○	○
			国際看護実習Ⅰ	WIT150	3前・後	1		45	実習	○	○	○	○	○
			国際看護実習Ⅱ〔自由選択〕	WIT170	4前		1	45	実習	○			○	○
		看護の統合と実践	看護の統合と実践	WIT271	4前	1		15	講義		○	○	○	○
			看護研究の基礎	WIT272	4前	2		15	講義	○	○	○	○	
			チーム医療と医療安全	WIT273	4前	1		15	講義		○	○	○	○
			看護マネージメント	WIT274	4前	1		15	講義	○		○		○
			遠隔看護と看護情報	WIT281	4後	1		15	講義	○		○	○	
			看護とリハビリテーション	WIT282	4後	1		15	講義	○	○			○
			看護学総合講義	WIT283	4後	4		15	講義	○	○	○	○	○
			応用看護演習OSCE/IBT	WIT275	4前	1		30	演習		○	○	○	○
			看護学統合実習	WIT270	4前・後	2		45	実習		○	○	○	○

医療創生大学 国際看護学部 カリキュラムマップ

グローバル化した社会に対応できる看護師

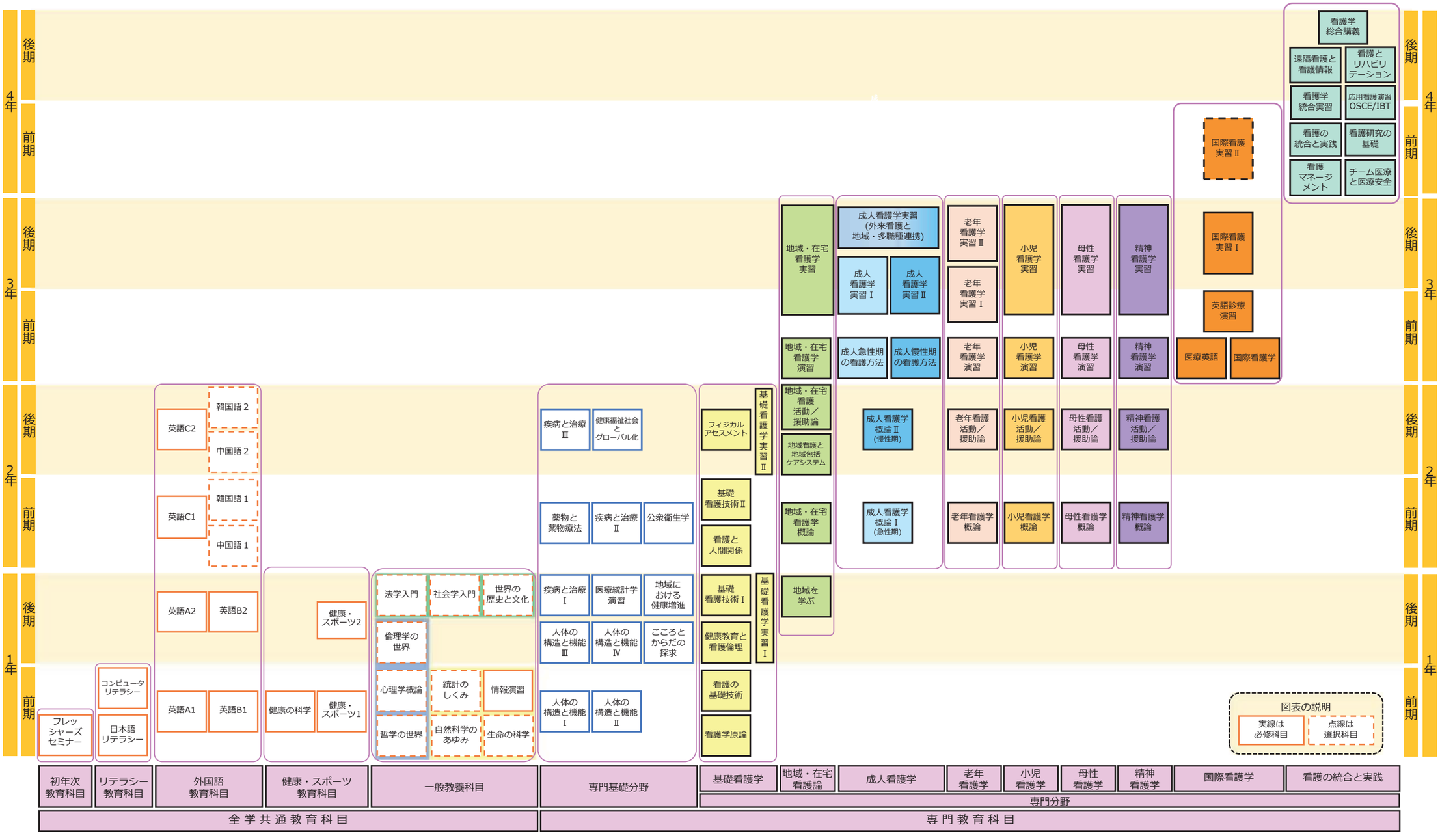
ディプロマポリシー　1
多文化社会に対応できる柔軟な能力、および広い視野と高い倫理観を持ち、グローバル化する医療を担える看護能力を身につけている。

ディプロマポリシー　2
科学的な根拠（エビデンス）に基づき、必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。

ディプロマポリシー　3
情報を正しく捉えて分析し、科学的に考えることのできる研究心を身につけている。

ディプロマポリシー　4
優れた健康科学や看護ケアを世界に発信できる、質の高い看護専門性を身につけている。

ディプロマポリシー　5
看護専門職として生涯にわたり持続可能な主体的学修心を身につけている。



アドミッションポリシー

①国際的に活躍できる看護師となることを強く希望している人
②心身ともに健全で思いやりと協調性をもって他者と接することができる人
③ものごとに積極的に誠実に取り組む姿勢が身についている人
④看護学を学ぶにあたって必要な基礎的能力を身につけている人

医療創生大学学則

（昭和62年４月１日制定）

目　次

第１章　目的（第１条）
第２章　学部、学科及び附属教育研究機関（第２条―第４条）
第３章　修業年限及び収容定員（第５条・第６条）
第４章　教職員組織（第７条）
第５章　大学評議会（第８条・第９条）
第６章　教授会等（第10条―第13条の２）
第７章　学年、学期及び休業日（第14条―第16条）
第８章　授業科目、単位及び単位の授与（第17条―第29条）
第９章　履修方法（第30条―第32条）
第10章　卒業の要件及び学位の授与（第33条）
第11章　入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍（第34条―第49条）
第12章　学費（第50条―第52条）
第13章　賞罰（第53条―第55条）
第14章　委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生（第56条―第58条）
第15章　研究生及び聴講生（第59条―第61条）
第16章　公開講座（第62条・第63条）
第17章　自己点検・評価等（第64条―第66条）
附　則

第１章　目　　的

第１条　医療創生大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。
２　本学は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第２章　学部、学科及び附属教育研究機関

第２条　本学に次の学部を置く。
(1)　薬学部
(2)　看護学部
(3)　健康医療科学部
(4)　心理学部
(5)　国際看護学部
２　本学に大学院を置く。
(1)　大学院の学則は別に定める。
第３条　本学の学部学科は次のとおりとする。
(1)　薬学部
薬学科
(2)　看護学部
看護学科
(3)　健康医療科学部
作業療法学科
理学療法学科
(4)　心理学部
臨床心理学科
(5)　国際看護学部
看護学科
第３条の２　学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第１に定める。
第４条　本学に図書館を置く。
２　前項のほか、本学に次の各号の附属教育研究機関を置く。
(1)　心理相談センター
(2)　健康科学リサーチセンター
(3)　看護キャリア教育研究センター
３　図書館等附属教育研究機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。

第３章　修業年限及び収容定員

第５条　薬学部の修業年限は６年とする。ただし、在学年数は12年を超えることができない。
２　看護学部の修業年限は４年とする。ただし、在学年数は８年を超えることができない。
３　健康医療科学部の修業年限は４年とする。ただし、在学年数は８年を超えることができない。
４　心理学部の修業年限は４年とする。ただし、在学年数は８年を超えることができない。
５　国際看護学部の修業年限は４年とする。ただし、在学年数は８年を超えることができない。
第６条　収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	60人	360人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
国際看護学部	看護学科	80人	320人
計		380人	1,640人

第４章　教職員組織

第７条　本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。
２　前項のほか、副学長、学部長、技術職員、及び客員教員、その他必要な教職員を置くことができる。
３　前第１項、第２項のほか、本学に学長補佐、学科主任、図書館長、附属教育研究機関長、学生部長及び事務局長を置くことができる。
４　前項のほか、学部長補佐、副附属教育研究機関長等を置くことができる。

第５章　大学評議会

第８条　本学に大学評議会を置く。
２　大学評議会は学長の諮問に応じて、第９条に掲げる事項を審議する。
３　大学評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。
(1)　学長
(2)　副学長
(3)　学部長
(4)　大学院研究科長
(5)　図書館長
(6)　心理相談センター長
(7)　健康科学リサーチセンター長
(8)　看護キャリア教育研究センター長
(9)　学部所属教授各２名
４　学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。
５　大学評議会の運営については別に定める。
第９条　大学評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
(1)　教育、研究に関する全学的重要事項
(2)　学則その他重要な規則に関する全学的共通事項
(3)　学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
(4)　全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項
(5)　その他必要と認められる事項

第６章　教 授 会 等

第10条　本学各学部に教授会を置く。
２　教授会は、当該学部に所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
３　学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
４　教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。
５　教授会の運営について必要な事項は、別に定める。
第11条　教授会は、当該学部に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1)　学生の入学及び卒業に関する事項
(2)　学位の授与に関する事項
(3)　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項
２　教授会は、前項に定めるもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。
３　第１項第３号及び前項に定める事項については、教授会運営細則に定める。
第12条　教授会が必要と認めたとき、教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。
２　前項の場合、代表委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
３　代表委員会の審議事項は、教授会が定める。
４　代表委員会の組織、運営については別に定める。
第13条　本学に、大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため学部長会を置く。
２　学部長会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長及び事務局長をもって組織する。

3　前項のほか、学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。
4　学部長会の運営について必要な事項は別に定める。
第13条の２　学長が必要と認めたとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

第７章　学年、学期及び休業日

第14条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。
第15条　学年を分けて次の二学期とする。
前学期　　４月１日から　　９月21日まで
後学期　　９月22日から　翌年３月31日まで
2　学長は必要により、学期の開始及び終了について、変更することができる。
第16条　休業日は次の各号のとおりとする。
⑴　日曜日
⑵　国民の祝日に関する法律に規定する休日
⑶　春期休業日　３月23日から３月31日まで
⑷　夏期休業日　８月１日から９月21日まで
⑸　冬期休業日　12月24日から　翌年１月７日まで
2　学長は必要により休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、又は休業日に授業をさせることができる。

第８章　授業科目、単位及び単位の授与

第17条　授業科目は全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）、専門教育科目に区分される。
2　前項の授業科目及び単位数は別表第２、第３、第４、第５、第６及び第７のとおりとする。
第18条　前条の授業科目の履修形態は必修科目、選択科目、自由選択科目及び自由科目とする。
第19条　授業科目の単位数を定めるにあたっては、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
⑴　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって１単位とする。
⑵　実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって１単位とする。
2　卒業研究の単位は、薬学部は10単位、看護学部は２単位、健康医療科学部は４単位、心理学部は８単位とする。
第20条　卒業研究については、あらかじめ指導教員の指導により題目を決定し、最終学年次の学科指定日までに提出しなければならない。
第21条　履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目、他学部専門教育科目の履修については届出に際し、許可を得なければならない。
第21条の２　メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。
2　前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。
第22条　単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。
第23条　試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。
2　試験について必要な事項は別に定める。
第24条　いずれの授業科目でも授業時数の３分の１以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。
第25条　病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。
2　前項により追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。
3　追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は別表第10に定めるとおりとする。
第25条の２　教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。
2　再試験について、必要な事項は別表第11に定める。
第26条　授業科目の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。
2　合格判定科目については、P又はHで表し、Pを合格、Hを不合格とする。
3　第１項の成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Fは次の各号のいずれかに該当するものとする。
⑴　59点以下の場合
⑵　第24条に定める授業時数の３分の１以上欠席した者
4　第２項に定める成績の評価は、学習態度、学習意欲及び提出課題の報告書の提出等の成績を総合的に判断して行う。
5　前各号の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表す。
6　成績の評価について必要な事項は、別に定める。
第26条の２　本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
2　本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
3　前項で定める基準については、別に公表する。
第27条　進級するためには、別表第９に定める進級基準を満たさなければならない。
第28条　学長が教育上有益と認めたときは、他の学部が開設する授業科目を履修することができる。
2　前項により修得した単位は、教授会の定めにより、当該単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
第29条　学長が教育上有益と認めたときは、国内及び諸外国の他大学等の授業科目を履修させることができる。
2　前項により学修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て認定することができる。ただし、60単位を超えて認定することはできない。
3　国内及び諸外国の他大学等における授業科目の履修について必要な事項は別に定める。

第９章　履修方法

第30条　全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第５条に定める在学年数内で履修する。
2　初年次教育科目については、別表第２⑴に開設する授業科目のうち、学部ごとに定められた科目を修得しなければならない。
⑴　薬学部にあっては４単位
⑵　看護学部にあっては２単位
⑶　健康医療科学部にあっては２単位
⑷　心理学部にあっては４単位
⑸　国際看護学部にあっては２単位
3　リテラシー教育科目については、別表第２⑵に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
⑴　薬学部、看護学部、心理学部、国際看護学部にあっては２単位
⑵　健康医療科学部にあっては１単位
4　外国語教育科目については別表第２⑶に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
⑴　薬学部、心理学部にあっては６単位
⑵　看護学部にあっては４単位
⑶　健康医療科学部にあっては２単位
⑷　国際看護学部にあっては６単位及び中国語、韓国語のいずれかの言語科目から２単位
5　一般教養科目については、別表第２⑷に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
⑴　薬学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学、外国語教育科目の選択科目から８単位以上
⑵　看護学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学の選択科目からそれぞれ２単位以上計６単位以上
⑶　健康医療科学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学の選択科目からそれぞれ２単位以上計６単位以上
⑷　心理学部にあっては、人文科学から必修科目２単位、選択科目２単位以上計４単位以上、社会科学・自然科学の選択科目からそれぞれ４単位以上計12単位以上
⑸　国際看護学部にあっては、人文科学・社会科学の選択科目からそれぞれ２単位以上、自然科学の必修科目から１単位、選択科目から２単位以上計７単位以上
6　健康・スポーツ教育科目については、別表第２⑸に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
⑴　薬学部、看護学部、心理学部、国際看護学部にあっては４単位
⑵　健康医療科学部にあっては３単位
第31条　専門教育科目については、第２項、第３項、第４項、第５項、及び第６項に示す単位数を修得しなければならない。
2　薬学部にあっては、別表第３薬学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて162単位以上を修得しなければならない。
3　看護学部にあっては、別表第４看護学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて106単位以上を修得しなければならない。
4　健康医療科学部にあっては、別表第５健康医療科学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて110単位以上を修得しなければならない。
5　心理学にあっては、別表第６心理学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて96単位以上を修得しなければならない。
6　国際看護学部にあっては、別表第７国際看護学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて101単位以上を修得しなければならない。
第32条　１年間に履修できる授業科目の単位数は、45単位を超えることができない。
2　学長が特に必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

第10章　卒業の要件及び学位の授与

第33条　本学を卒業するには、看護学部、健康医療科学部、心理学部、国際看護学部は４年以上、薬学部は６年以上在学し、第30条から第32条の規定に従い、看護学部、健康医療科学部、心理学部、国際看護学部は124単位以上、薬学部は186単位以上を修得しなければならない。

2　前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。

薬学部	薬学科	学士（薬学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
健康医療科学部	作業療法学科	学士（作業療法学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）
心理学部	臨床心理学科	学士（心理学）
国際看護学部	看護学科	学士（看護学）

第11章　入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍

第34条　本学の入学の時期は、学期の始めとする。

第35条　本学に入学することのできる者は次の各号の１に該当するものとする。

⑴　高等学校を卒業した者
⑵　中等教育学校を卒業した者
⑶　通常課程による12年の学校教育を修了した者
⑷　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
⑸　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
⑹　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
⑺　文部科学大臣の指定した者
⑻　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
⑼　その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第36条　入学は選考の上これを許可する。

2　本学へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならない。

3　入学検定料は、別に定める。

4　入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

第37条　入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならない。

第38条　保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とする。

第39条　他大学等から本学に編入学を希望する者があるときは、学科に欠員ある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。ただし、その時期は学期の始めを原則とする。

2　編入学を許可された者の本学入学の諸手続は第38条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

3　修得単位の認定に関する細則は、別に定める。

4　編入学の選考について必要な事項は、別に定める。

第40条　本学に編入学できる者は、次の各号の１に該当する者とする。

⑴　学士の学位もしくは学士号を有する者
⑵　短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者
⑶　学校教育法第58条の２に該当する者
⑷　学校教育法第132条に該当する者
⑸　大学、短期大学に１年以上在学した者

第41条　編入学した者の本学において在学すべき年数は、前条第１項各号に掲げる大学等における修業年数に相当する年数以下の期間を控除した期間とすることができる。

2　その他、編入学について必要な事項は、別に定める。

第42条　本学が教育上有益と認めたとき、入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。ただし､編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

2　前項により認定された単位数と第29条第２項により認定された単位数の合計は、60単位を超えてはならない。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

3　単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第43条　本学在学生で、他学部への転部を志願する者がある時は、関係教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2　転部に関し、必要な事項は別に定める。

第44条　病気その他やむを得ない事由で３ケ月以上修学できない者は休学することができる。その場合、医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を得なければならない。

2　休学は当該年度限りとする。ただし、引き続き休学を要する者は許可を得て、休学を延長することができる。

3　休学期間は通算して修業年限を超えることができない。

4　休学期間は在学期間に算入しない。

5　休学した者は、休学の事由が消滅したとき、又は休学の期間が満了したときは、復学願を保証人連署の上、提出し許可を得て学期のはじめに復学することができる。

第45条　前条第１項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、別表第８に定める在籍料を納めなければならない。

第46条　病気その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。

第47条　病気のため１週間以上に及び授業を欠席する場合は、医師の診断書を添えて所定の用紙により届け出なければならない。

第48条　次の各号の１に該当する場合は除籍する。

⑴　在学期間が所定の年数を超える者
⑵　学費を滞納し催告しても納入しない者
⑶　死亡の届け出があった者

2　前項２号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し､許可を得なければならない。

第49条　本学を退学した者又は除籍となった者で、退学又は除籍後２年以内に同一学部に再入学を希望する者は、選考の上、再入学することができる。ただし、第48条第１項第１号により除籍となった者及び第55条により退学した者は、再入学することができない。

2　再入学について必要な事項は、別に定める。

第12章　学　　費

第50条　学費は、入学金、授業料、施設拡充費、実務実習費とし、別表第８のとおりとする。

2　入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。

3　授業料、施設拡充費、実務実習費及び諸会費は所定の期日までに納めなければならない。なお、２期に分けて納めることができる。

4　聴講生は、別表第８による登録料及び聴講料を納めなければならない。

5　研究生は別表第８による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

6　科目等履修生は別表第８による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

7　いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第51条　学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第52条　成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、学費を貸与することができる。

第13章　賞　　罰

第53条　品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は表彰することができる。

第54条　本学学生にして本分に反した行為があった場合はその軽重に従い譴責、停学又は退学処分に付される。

2　本分に反する行為及びその取扱いについては、別に定める。

第55条　次の各号の１に該当する者は退学させることができる。

⑴　性行不良で改善の見込がないと認められる者
⑵　学業成績劣等で、成業の見込がないと認められる者
⑶　正当な理由なく出席常でない者
⑷　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
⑸　反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第14章　委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生

第56条　大学における授業科目の１又は複数を履修しようとする者は選考の上、委託生、科目等履修生として入学を許可することができる。

2　委託生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第57条　外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

第58条　外国人学生に関する必要な事項は別に定める。

第58条の２　留学生の別科に関する必要な事項は別に定める。

第15章　研究生及び聴講生

第59条　本学において学位取得を目的とせず、特定主題について研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第60条　本学において聴講を志願する者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない場合に限り、聴講生として入学を許可することができる。

2　聴講生に関する必要な事項は、別に定める。
第61条　聴講生は聴講した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。

第16章　公開講座

第62条　本学に公開講座を開設することができる。
第63条　公開講座に関する規定は、別に定める。

第17章　自己点検・評価等

第64条　本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
2　前項の自己点検・評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。
3　自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。
第65条　本学は、本学教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発に関する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
2　前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。
第66条　本学は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。
2　教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。
附　則　本学則は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、昭和63年４月１日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成元年４月１日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成３年４月１日から施行する。ただし、平成２年度以前の入学生については、別表第２（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
2　第５条の規定にかかわらず、入学定員は、平成３年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
理工学部	基礎理学科	60人
	物性学科	60人
	電子工学科	120人
	機械工学科	120人
人文学部	日本文学科	90人
	英米文学科	90人
	社会学科	90人
合計		630人

3　第25条第１項の人文学部社会学科の高等学校教諭１種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第６（教職課程授業科目及び単位数）については、平成２年度人文学部社会学科入学生に対しても適用するものとする。
附　則　本学則は、平成４年４月１日から施行する。ただし、平成３年度以前の入学生については、別表第２（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成３年度卒業生に対しても適用する。
附　則　本学則は、平成８年４月１日から施行する。ただし、平成７年度以前の入学生については、別表第２（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成９年４月１日から施行する。ただし、平成８年度以前の入学生については、第８章(授業科目及び単位)、第９章(履修方法)及び別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成10年４月１日から施行する。ただし、平成９年度以前の入学生については別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成12年４月１日から施行する。
2　第６条の規定にかかわらず、入学定員は平成12年度より平成16年度までの間は次のとおりとする。

学部学科＼年度		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
理工学部	基礎理学科	60人	60人	60人	60人	60人
	物性学科	50人	40人	40人	40人	40人
	電子工学科	119人	118人	112人	106人	100人
	機械工学科	119人	118人	112人	106人	100人
人文学部	日本文学科	87人	82人	79人	76人	73人
	英米文学科	84人	80人	78人	75人	72人
	社会学科	90人	90人	86人	83人	80人
合計		609人	588人	567人	546人	525人

附　則　本学則は、平成13年４月１日から施行する。ただし、第３条は、平成13年度入学生より適用する。
2　［基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科の存続に関する経過処置］
基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成12年３月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
3　第６条及び平成12年附則第２項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。

学部学科＼年度		平成13年度	平成14年度	平成15年度
理工学部	環境理学科	105人	98人	94人
	電子情報学科	98人	92人	86人
	機械工学科	97人	91人	85人
人文学部	言語文化学科	126人	125人	123人
	現代社会学科	87人	86人	83人
	心理学科	75人	75人	75人
合計		588人	567人	546人

附　則　本学則は、平成14年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成15年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第43条の復学の時期については平成15年度以前の入学生についても適用する。また、別表第11学費の入学検定料は平成15年４月１日から適用する。
附　則　本学則は、平成17年４月１日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については従前の例による。
2　［環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過処置］
環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成17年３月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
附　則　本学則は、平成18年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、科学技術学部生命環境学科の選択科目「自然体験プログラム」追加は、平成17年度以降入学者にも適用する。
附　則　本学則は、平成20年６月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成21年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成22年４月１日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については従前の例による。
2　［生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過処置］
生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第３条の規程にかかわらず平成22年３月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
附　則　本学則は、平成23年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成24年４月１日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第32条に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成25年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第21条第１項第３号、第24条第１項第３号及び別表５については、平成25年度入学生から適用する。
附　則　本学則は、平成27年４月１日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学生については従前の例による。
2　［科学技術学部科学技術学科の存続に関する経過措置］
科学技術学部科学技術学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成27年３月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
3　［人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科の存続に関する経過措置］
人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成27年３月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
4　第６条の規定にかかわらず、平成23年度から平成26年度までの入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
科学技術学部	科学技術学科	130人	520人
人文学部	表現文化学科	90人	360人
	現代社会学科	95人	380人
	心理学科	90人	360人
薬学部	薬学科	90人	540人
計		495人	2,160人

附　則　本学則は、平成28年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成29年４月１日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学生については従前の例による。
附　則　本学則は、平成30年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成31年４月１日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学生については従前の例による。

2 ［教養学部　地域教養学科の存続に関する経過措置］
教養学部地域教養学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成31年３月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする、
3　第６条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までの入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
教養学部	地域教養学科	120人	480人
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
計		290人	1,340人

4　大学の名称変更については、平成31年４月１日以降に在籍するすべての学生に適用する。
5　別表第７進級基準については、平成30年度以前の入学生にも適用し、平成31年４月１日から施行する。
6　留学生別科については、平成31年４月１日から施行する。

附　則　本学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学生については従前の例による。
2　第６条の規定にかかわらず、平成31年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
計		270人	1,260人

附　則　本学則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学生については従前の例による。
2　第６条の規定にかかわらず、令和２年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
計		330人	1,500人

附　則　本学則は、令和３年12月１日から施行する。

附　則　本学則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和３年度以前の薬学部、看護学部、及び国際看護学部の入学生の教育課程については、従前の例による。
2　第６条の規定にかかわらず、令和３年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
国際看護学部	看護学科	80人	320人
計		410人	1,820人

3　心理学部の学費の変更については、令和４年４月１日以降に在籍する心理学部の学生に適用する。

附　則　本学則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和４年度以前の健康医療科学部の入学生の教育課程については、従前の例による。

別表第１　学部学科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的

(1) 薬学部

学部		薬学部は、本学の教育理念・目的を踏まえて、豊かな人間性を有し、地域の人々の健康を率先して守ることのできる、研究マインドと確かな知識に裏打ちされた、自律・自立した薬剤師を育成することを教育研究上の目的とする。一人ひとりの学生を大切にする手塩にかける教育を行い、従来の薬剤師としての職能に加えて、チーム医療の中で貢献できる、問題発見能力と問題解決能力を備えた薬剤師を育成し、地域社会に有為な人材を送り出すことを目指す。
学科	薬学科	薬学部の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 1　薬剤師の社会的義務を認識し、保健医療の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2　医療分野における問題点を発見して解決するために、研究マインドと知識を統合・活用することができる。 3　患者指向の医療を実施するために、チーム医療における円滑なコミュニケーションをとることができる。 4　地域の医療および保健に貢献するために、薬剤師としての実践的能力を身につけている。 5　薬剤師として科学と医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学修ができる。

(2)看護学部

学部		看護学部は、本学の教育理念・目的を踏まえて、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護専門職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い（すなわちESD: Education for Sustainable Development を実践し)、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を育成することを教育研究上の目的とする。
学科	看護学科	看護学部の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 1．広い視野と豊かな教養に基づき、看護の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2．EBN（Evidence Based Nursing：根拠に基づいた看護）に基づき、自律的に看護を実践することができる。 3．生命の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけ、多職種と連携・協働することができる。 4．地域の健康課題に関するニーズをとらえ、災害時の援助活動も含め、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。 5．看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学修ができる。

(3)健康医療科学部

学部		健康医療科学部は、本学の教育理念・目的を踏まえて、地域で生活するあらゆる世代の人々がその人らしく、健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者（Evidence-Based Practitioner）を育成することを教育研究上の目的とする。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾けきめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。 健康医療科学部の学位授与の方針 1．広い視野と豊かな教養に基づき、健康の維持・増進および疾病からの回復の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2．地域の健康・医療課題を的確に把握し、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。 3．健康・医療に関わる課題を解決するために科学的思考が展開できる。 4．健康・医療に関わる専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的かつ能動的な学修ができる。
学科	作業療法学科	健康医療科学部作業療法学科の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 1．広い視野と豊かな教養に基づき、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2．地域に住む孤立しがちな人びとや、心身および生活上の障害を抱えた人びとの個別な健康・医療課題を的確に把握し、子どもから高齢者に至るまでその人らしく生活できるように、その生活支援や就労支援を行うことで、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。 3．健康・医療に関わる課題を解決するために、作業療法の専門的な過程を用いて根拠に基づいた科学的思考が展開でき、優れた作業療法技術を駆使して生活能力の再獲得への支援ができる。 4．健康・医療に関わる作業療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的かつ能動的な学修ができる。

	理学療法学科	健康医療科学部理学療法学科の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 1．広い視野と豊かな教養に基づき、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2．地域に住む人々の健康・医療課題を的確に把握し、疾病や障害を予防することや、疾病や障害から生ずる身体機能および能力の回復・改善を促すことを通して、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。 3．健康・医療に関わる課題を解決するために、理学療法の専門的な過程を用いて根拠に基づいた科学的思考が展開でき、優れた理学療法技術を駆使して日常生活活動に関わる基本動作や身体能力の維持・改善に対する支援ができる。 4．健康・医療に関わる理学療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的かつ能動的な学修ができる。

(4)心理学部

学部		心理学の専門性を備えて社会の中で自らの心の健康のみならず、対人関係の調整やストレスへの対処などに関する専門的な知識を持ち、人間関係の調整に役立つスキルを備えた社会人を育成する。 そのため、「①現代社会の諸問題に対し、心理学や実証科学的な観点に立ち、適切な情報処理と問題解決ができるための知識・技能を修得する。②多様な社会生活において、自分や周囲の人たちの心の健康を維持・促進するために、柔軟でバランスのとれた人間―環境理解とそれに基づいた対応ができるための知識・技能・態度を修得する。③卒業後に公認心理師の受験資格取得をめざし、保健医療や福祉、教育、その他の分野において「心の専門家」として活躍できるための基礎的な心理学の知識・技能を修得する。」ことを教育研究上の目的とする。 心理学部の学位授与の方針 1．変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける意欲・態度を修得している。 2．社会人として、自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。 3．社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。 4．実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。
学科	臨床心理学科	臨床心理学科では、基礎心理学と臨床心理学をバランスよく学び、現代社会における多様なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチできる人材を養成する。 そのため、「①人の生涯発達や認知機能、社会的行動について基本的な知識を身につける。②対人支援に関する知識やスキルと、メンタルヘルスに関する基礎的な知識を統合的に身につける。③円滑な対人関係を維持するための基本的な能力を身につける。④公認心理師や臨床心理士を目指す学生は、大学卒業時点では、受験資格を取得できないため、受験資格取得につながる基礎的な知識・技能・態度を身につける。」ことを学科の教育研究上の目的とする。 心理学部臨床心理学科の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 心理学部の学位授与の方針 1．変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける意欲・態度を修得している。 2．社会人として、自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。 3．社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。 4．実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。

(5)国際看護学部

<table>
<tr><td>学部</td><td colspan="2">国際看護学部では、本学の教育理念・目的を踏まえ、多文化共生社会となっていく社会構造の変化に対応するため、グローバルな視点をもった「社会に有為な保健医療人材の養成」を行うことを目指している。
グローバル化した社会においては、出身国が異なる人々に対し、その人の生まれ育った歴史を含めた全人的な存在そのものを受け入れながら、より質の高い看護ケアを提供することが求められる。そのためには、世界標準言語である英語を駆使して看護ケアを実施できることはもとより、異文化理解を含む、広い視野を持ち、慣習の違いを超えた人間的な関わりとコミュニケーション技術、さらには高度な情報処理能力に基づく科学的な考え方と研究する力を持った看護専門職が要求される。国際看護学部では、このような看護の新しい役割を担えるような人材を育成する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学科</td><td rowspan="2">看護学科</td><td>看護学科では、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。</td></tr>
<tr><td>１．多文化社会に対応できる柔軟な能力、および広い視野と高い倫理観を持ち、グローバル化する次代の医療を担える看護能力を身につけている。
２．科学的な根拠（エビデンス）に基づき、必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。
３．情報を正しく捉えて分析し、科学的に考えることのできる研究心を身につけている。
４．優れた健康科学や看護ケアを世界に発信できる質の高い看護専門性を身につけている。
５．看護専門職として生涯にわたり持続可能な主体的学修心を身につけている。</td></tr>
</table>

別表第２　全学共通教育科目及び単位数

(1)初年次教育科目

授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
イグナイト教育1A	3		(薬学部)
イグナイト教育1B	1		(薬学部)
フレッシャーズセミナー	2		(看護学部、健康医療科学部、国際看護学部)
フレッシャーズセミナー1	2		(心理学部)
フレッシャーズセミナー2	2		(心理学部)
計	10	0	

(2)リテラシー教育科目

授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
日本語リテラシー	1		
コンピューターリテラシー※1	1		※1 健康医療科学部は選択
計	2	0	

(3)外国語教育科目

授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
英語A 1	1		
英語A 2	1		
英語B 1 ※1	1		※1健康医療科学部は選択
英語B 2 ※2	1		※2看護学部、健康医療科学部は選択
英語C 1 ※	2		2年次から4年次に履修
英語C 2 ※	2		2年次から4年次に履修
中国語 1 ※	3	1	2年次から4年次に履修 ※3薬学部・看護学部・国際看護学部のみ開講
中国語 2 ※	3	1	2年次から4年次に履修
韓国語 1		1	2年次から4年次に履修
韓国語 2		1	2年次から4年次に履修
計	6	4	

外国人留学生においては、英語の代わりに単位数分の日本語を修得しなければならない。

また、国際看護学部においては、中国語、もしくは韓国語のいずれかの言語科目から2単位以上修得すること。

(4)一般教養科目

	授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
人文科学分野	哲学の世界		2	※1「世界の歴史と文化」は、薬学部・看護学部・国際看護学部のみ開講。国際看護学部においては、当該科目を「社会科学分野」とする。 ※2「芸術の世界」「日本の歴史と文化」は薬学部・看護学部のみ開講 ※3 心理学部は必修
	ことばの科学		2	
	心理学概論※3		2	
	世界の歴史と文化※1		2	
	倫理学の世界		2	
	芸術の世界※2		2	
	文学の世界		2	
	日本の歴史と文化※2		2	
社会科学分野	法学入門※2		2	※1「経済学入門」「経営学入門」「ジェンダー論」は薬学部・看護学部のみ開講 ※2 国際看護学部は「法学入門」「社会学入門」「世界の歴史と文化」を開講。「世界の歴史と文化」は国際看護学部のみ「社会科学分野」として位置付ける。
	経済学入門※1		2	
	社会学入門※2		2	
	災害からの復興		2	
	暮らしのなかの憲法		2	
	経営学入門※1		2	
	ジェンダー論※1		2	
	政治学入門		2	
	（世界の歴史と文化）※2		(2)	
自然科学分野	自然科学のあゆみ※2		2	※1「地球環境の科学」は薬学部・看護学部のみ開講 ※2 国際看護学部は「自然科学のあゆみ」「統計のしくみ」「生命の科学」「情報演習」のみ開講。 ※3 国際看護学部のみ開講。
	健康と薬		2	
	統計のしくみ※2		2	
	生命の科学※2		2	
	食品の科学		2	
	地球環境の科学※1		2	
	情報演習※3	2		
	計	2	44	

(5)健康・スポーツ教育科目

授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
健康の科学	2		
健康・スポーツ1※	1		※健康医療科学部は1科目選択必修
健康・スポーツ2※	1		
計	4	0	

別表第３　薬学部専門科目及び単位数

薬学科

		授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	イグナイト教育	イグナイト教育２Ａ	2			
		イグナイト教育２Ｂ	1			
		イグナイト教育３	2			
		アドバンストイグナイト（処方解析）	2			
		小計(4科目)	7	0	0	
	数学・英語・実習入門	数学入門		1		
		数学	2			
		数学基礎演習１		1		
		数学基礎演習２		1		
		臨床統計学	1			
		薬学英語入門	1			
		薬学英語	1			
		自然科学実習入門	2			
		小計(8科目)	7	3	0	
	物理系	物理学	2			
		物理学演習１	1			
		物理学演習２	1			
		物理系実習	2			
		物理化学１	1			
		物理化学２	1			
		物理化学３	1			
		薬品分析学基礎		1		
		薬品分析学１	1			
		薬品分析学２	1			
		放射薬品学		1		
		物理系薬学要説		1		
		小計(12科目)	11	3	0	
	化学系	化学１	2			
		化学２	1			
		化学３	1			
		化学演習１	1			
		化学演習２	1			
		化学系実習	3			
		化学結合論		1		
		無機化学	1			
		有機化学１	1			
		有機化学２	1			
		有機化学３	1			
		有機化学４	1			
		生物有機化学	1			
		医薬品化学１	1			
		医薬品化学２	1			
		薬の基原	1			
		生薬学	1			
		植物薬品化学		1		
		化学系薬学要説		1		
		小計(19科目)	19	3	0	

		授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	生物系	生物学1	1			
		生物学2	1			
		生物学演習1	1			
		生物学演習2	1			
		生物系実習	2			
		機能形態学1	1			
		機能形態学2	1			
		機能形態学3	1			
		生化学1	1			
		生化学2	1			
		細胞分子生物学	1			
		微生物学	1			
		免疫学	1			
		生物系薬学要説		1		
		小計(14科目)	14	1	0	
	薬理・病態・薬物治療学系	薬理学1	1			
		薬理学2	1			
		薬理学3	1			
		薬理学4	1			
		化学療法学1	1			
		化学療法学2	1			
		漢方医薬学	1			
		漢方治療学		1		
		病態・臨床検査学	1			
		病態・薬物治療学1	2			
		病態・薬物治療学2	2			
		病態・薬物治療学3	2			
		クリニカルケーススタディ		2		
		薬物治療特論		1		
		臨床免疫学	1			
		病態分子生物学	1			
		臨床生理学		1		
		臨床血液学		1		
		治療系実習	2			
		薬と疾病要説		1		
		小計(20科目)	18	7	0	
	衛生系	衛生化学	1			
		公衆衛生学	1			
		環境衛生学	1			
		衛生系実習	2			
		薬品安全性学	1			
		食品と健康		1		
		健康と環境要説		1		
		小計(7科目)	6	2	0	
	薬剤系	薬局方概論	1			
		生物薬剤学	1			
		物理薬剤学	1			
		臨床薬物動態学	1			
		製剤学	1			
		調剤系実習	2			
		医薬品開発概論	1			
		生物構造薬学		1		
		香粧品学		1		
		医薬品創製要説		1		
		小計(10科目)	8	3	0	

		授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	法規・制度・倫理系	地域・災害医療学		1		
		薬事関係法規	1			
		薬事関係制度	1			
		MR実践論		1		
		医療心理学	1			
		臨床心理学		1		
		薬学と社会要説		1		
		小計(7科目)	3	4	0	
	ファーマドリル	ファーマドリル1	1			
		ファーマドリル2	1			
		ファーマドリル3	1			
		ファーマドリル4	1			
		ファーマドリル5		2		
		薬学総合演習	7			
		小計（6科目）	11	2	0	
	臨床系	向精神薬論		1		
		医薬品情報学	1			
		救急・中毒学		1		
		地域・在宅医療		1		
		看護学		1		
		アンチエイジングと終末期医療		1		
		臨床栄養学	1			
		臨床薬学1	1			
		臨床薬学2	1			
		小計(9科目)	4	5	0	
	実務実習	プレ実務実習	4			
		病院実習	10			
		薬局実習	10			
		小計（3科目）	24	0	0	
	卒業研究	卒業研究A ※		10		
		卒業研究B ※		10		
		小計（2科目）	0	20	0	
合計（121科目）			132	53	0	

※「卒業研究A」「卒業研究B」のいずれか1科目を選択必修

別表第４　看護学部専門科目及び単位数

看護学科

		授業科目		必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能１		2			
		人体の構造と機能２		2			
		生化学		2			
		人間栄養学		2			
		微生物学		2			
		薬理学		2			
		臨床心理学		1			
		疾病治療論１		2			
		疾病治療論２		2			
		疾病治療論３		1			
		放射線と環境		1			
		放射線と人体		1			
		社会福祉学		2			
		公衆衛生学		2			
		保健統計学			2		
		疫学			2		
		保健医療福祉行政論			2		
		ＩＣＴ基礎実習				1	
		小計(18科目)		24	6	1	
	専門分野	基礎看護学	看護実践基盤学Ⅰ(看護学原論)	2			
			看護実践基盤学Ⅱ(コミュニケーション)	2			
			看護実践基盤学Ⅲ(アセスメント技術)	2			
			看護実践基盤学Ⅳ(生活援助技術)	2			
			看護実践基盤学Ⅴ(診療補助技術)	2			
			看護実践基盤学Ⅵ(看護過程)	2			
			看護実践基盤学実習(基礎)1	1			
			看護実践基盤学実習(基礎)2	2			
		成人看護学	生涯発達看護学(成人)	1			
			健康生活看護学(成人概論)	1			
			健康生活看護学(成人・急性期)	1			
			健康生活看護学(成人・周手術期)	1			
			健康生活看護学(成人・慢性期)	1			
			健康生活看護学(成人・回復終末期)	1			
			健康生活看護学実習(成人)	6			
		老年看護学	生涯発達看護学(老年)	1			
			健康生活看護学(老年概論)	1			
			健康生活看護学(老年援助)	2			
			健康生活看護学実習(老年)1	1			
			健康生活看護学実習(老年)2	3			
		母性看護学	生涯発達看護学(母性)	1			
			健康生活看護学(母性概論)	1			
			健康生活看護学(母性援助)	2			
			健康生活看護学実習(母性)	2			
		小児看護学	生涯発達看護学(小児)	1			
			健康生活看護学(小児概論)	1			
			健康生活看護学(小児援助)	2			
			健康生活看護学実習(小児)	2			
		精神看護学	健康生活看護学(精神概論)1	1			
			健康生活看護学(精神概論)2	1			
			健康生活看護学(精神援助)	2			
			健康生活看護学実習(精神)	2			
		小計(32科目)		53	0	0	

		授業科目		必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	統合分野	在宅看護論	地域養生看護学（在宅概論）	2			
			地域養生看護学(地域ケアシステム論)	2			
			地域養生看護学（在宅援助）	2			
			地域養生看護学実習（在宅）	2			
		看護の統合と実践	看護倫理	1			
			チーム医療	1			
			看護マネジメント	1			
			医療安全	1			
			国際看護活動論	1			
			放射線と健康支援	1			
			災害看護	1			
			災害看護演習	1			
			訪問看護マネジメント	1			
			リハビリテーション看護論		1		
			コンサルテーション論		1		
			緩和ケア		1		
			クリティカルケア		1		
			看護学シミュレーション	1			
			看護学統合実習	2			
			看護援助技術レファレンス	2			
			看護研究	1			
			卒業研究	2			
		小計(22科目)		25	4	0	
保健師養成課程科目		公衆衛生看護学概論				2	
		公衆衛生看護方法論1				2	
		公衆衛生看護方法論2				2	
		公衆衛生看護活動論				2	
		学校保健・産業保健				2	
		公衆衛生看護管理論				2	
		公衆衛生看護学実習A				2	
		公衆衛生看護学実習B				3	
		小計(8科目)		0	0	17	
合計（80科目）				102	10	18	

別表第５　健康医療科学部専門科目及び単位数

作業療法学科

			授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造Ⅰ	2			
			人体の構造Ⅱ	2			
			人体の構造Ⅲ	2			
			人体の構造Ⅳ	2			
			人体の構造演習	1			
			人体の機能Ⅰ	2			
			人体の機能Ⅱ	2			
			人体の機能演習	1			
			運動学	2			
			運動学演習	1			
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	2			
			薬理学	2			
			救急処置法	2			
			神経内科学	2			
			整形外科学	2			
			小児科学		2		
			精神医学	2			
			臨床心理学	2			
			内科学	2			
			公衆衛生学		2		
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	社会福祉学概論	2			
			チーム医療演習	1			
			リハビリテーション概論	2			
		小計（23科目）		38	4		
	専門科目	基礎作業療法学	作業療法基礎理論	2			
			リスク管理論		1		
			科学的根拠に基づく実践	2			
			生物統計学		2		
			基礎作業学演習	1			
			卒業研究Ⅰ	2			
			卒業研究Ⅱ	2			
		作業療法管理学	作業療法学概論	1			
			臨床教育と管理	2			
			作業療法教育学		2		
			作業療法教育学と生涯学習		2		
		作業療法評価学	作業評価学演習	1			
			検査測定法演習	1			
			身体機能評価学演習	1			
			精神機能評価学	2			
			精神機能評価学演習	1			
			発達機能評価学演習	1			

			授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	専門科目	作業療法治療学	日常生活活動学	2			
			日常生活活動学演習	1			
			身体機能作業療法学Ⅰ	2			
			身体機能作業療法学Ⅱ	2			
			身体機能作業療法学Ⅲ	1			
			身体機能作業療法学演習	1			
			精神機能作業療法学	2			
			精神機能作業療法学演習		1		
			老年期作業療法学	2			
			老年期作業療法学演習	1			
			発達と作業療法学演習	1			
			高次脳機能作業療法学演習	1			
			義肢装具学演習	1			
			臨床推論演習	1			
			作業療法セミナーⅠ	1			
			作業療法セミナーⅡ	1			
		地域作業療法学	地域作業療法学	2			
			地域作業療法学演習	1			
			住環境整備・福祉用具学演習		1		
			地域保健マネジメント論	1			
			就労支援と作業療法演習	1			
		臨床実習	見学実習	1			
			地域包括ケアシステム実習	2			
			評価学実習	4			
			臨床能力演習	2			
			臨床実習Ⅰ	8			
			臨床実習Ⅱ	8			
		小計（44科目）		69	9		
合計（67科目）				107	13		

理学療法学科

			授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造Ⅰ	2			
			人体の構造Ⅱ	2			
			人体の構造Ⅲ	2			
			人体の構造Ⅳ	2			
			人体の構造演習	1			
			人体の機能Ⅰ	2			
			人体の機能Ⅱ	2			
			人体の機能演習	1			
			運動学	2			
			運動学演習	1			
			人間発達学	2			
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	2			
			薬理学	2			
			救急処置法	2			
			神経内科学	2			
			整形外科学	2			
			小児科学		2		
			精神医学	2			
			臨床心理学	2			
			内科学	2			
			公衆衛生学		2		
			高次脳機能障害学		1		
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	社会福祉学概論	2			
			チーム医療演習	1			
			リハビリテーション概論	2			
		小計（25科目）		40	5		
	専門科目	基礎理学療法学	リスク管理論		1		
			科学的根拠に基づく実践	2			
			生物統計学		2		
			卒業研究Ⅰ	2			
			卒業研究Ⅱ	2			
			理学療法学概論	1			
		理学療法管理学	臨床教育と管理	2			
			理学療法教育学と生涯学習		2		
			理学療法教育学		2		
		理学療法評価学	基礎理学療法評価学	1			
			専門理学療法評価学		1		
			関節運動測定演習	2			
			感覚運動測定演習	2			
			臨床推論演習	1			

			授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	専門科目	理学療法治療学	運動療法学総論	2			
			日常生活活動分析学演習	1			
			運動器・スポーツ理学療法学Ⅰ	2			
			運動器・スポーツ理学療法学Ⅱ	1			
			神経機能理学療法学Ⅰ	2			
			神経機能理学療法学Ⅱ	1			
			内部障害理学療法学Ⅰ	2			
			内部障害理学療法学Ⅱ	1			
			発達と理学療法学Ⅰ	2			
			発達と理学療法学Ⅱ	1			
			物理療法Ⅰ	1			
			物理療法Ⅱ	2			
			義肢学演習	1			
			装具学演習	1			
			徒手理学療法学	1			
			理学療法セミナーⅠ	1			
			理学療法セミナーⅡ	2			
		地域理学療法学	生活環境学		2		
			地域理学療法学	2			
			地域理学療法学演習	1			
		臨床実習	見学実習	1			
			地域包括ケアシステム実習	2			
			評価学実習	4			
			臨床能力演習	2			
			臨床実習Ⅰ	8			
			臨床実習Ⅱ	8			
		小計（40科目）		67	10		
合計（65科目）				107	15		

別表第６　心理学部専門科目及び単位数

臨床心理学科

		授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
専門教育科目	キャリア教育分野	キャリアデザイン 1	2			
		キャリアデザイン 2	2			
		キャリアデザイン総合演習 1		2		
		キャリアデザイン総合演習 2		2		
		小計（4科目）	4	4	0	
	ゼミ・卒業研究分野	心理学基礎演習 1	2			
		心理学基礎演習 2	2			
		心理学特殊演習 1	2			
		心理学特殊演習 2	2			
		卒業研究	8			
		小計（5科目）	16	0	0	
	研究法分野	心理学統計法 1	2			
		心理学研究法	2			
		心理学実験 1	2			
		心理学統計法 2	2			
		心理学実験 2	2			
		心理学調査概論		2		
		心理学発展研究演習		2		
		心理学コンピュータ演習	2			
		小計（8科目）	12	4	0	
	基礎心理学分野	心理学への招待	2			
		知覚・認知心理学	2			
		学習・言語心理学	2			
		視覚心理学		2		
		神経・生理心理学		2		
		小計（5科目）	6	4	0	
	教育・発達心理学分野	発達心理学 1	2			
		発達心理学 2	2			
		教育・学校心理学 1	2	2		
		教育・学校心理学 2		2		
		小計（4科目）	4	4	0	
	臨床心理学分野	臨床心理学概論	2			
		臨床心理学特講		2		
		感情・人格心理学	2			
		福祉心理学		2		
		司法・犯罪心理学		2		
		公認心理師の職責		1		
		心理的アセスメント 1		2		
		心理学的支援法 1		2		
		心理的アセスメント 2		2		
		心理学的支援法 2		2		
		心理演習		2		
		心理実習		4		
		小計（12科目）	4	21	0	
	社会・産業心理学分野	社会・集団・家族心理学 1	2			
		社会・集団・家族心理学 2	2			
		産業・組織心理学	2	2		
		人間関係論		2		
		小計（4科目）	4	4	0	

		授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由科目の単位数	備考
	健康・医療分野	健康・医療心理学 人体の構造と機能及び疾病 精神疾患とその治療 障害者・障害児心理学		2 2 2 2		
		小計（4科目）	0	8	0	
	関連分野	関係行政論 社会福祉学1 社会福祉学2 社会福祉学特講		2 2 2 2		
		小計（4科目）	0	8	0	
合計（50科目）			50	57	0	

別表第7　国際看護学部専門科目及び単位数

看護学科

		授業科目		必修科目の単位数	選択科目の単位数	自由選択科目の単位数	備考
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能Ⅰ		2			
		人体の構造と機能Ⅱ		2			
		人体の構造と機能Ⅲ		2			
		人体の構造と機能Ⅳ		2			
		こころとからだの探求		1			
		薬物と薬物療法		2			
		疾病と治療Ⅰ		1			
		疾病と治療Ⅱ		2			
		疾病と治療Ⅲ		2			
		公衆衛生学		2			
		医療統計学演習		1			
		健康福祉社会とグローバル化		2			
		地域における健康増進		1			
		小計(13科目)		22	0	0	
	専門分野	基礎看護学	看護学原論	2			
			健康教育と看護倫理	2			
			看護と人間関係	2			
			看護の基礎技術	2			
			基礎看護技術Ⅰ	1			
			基礎看護技術Ⅱ	1			
			フィジカルアセスメント	1			
			基礎看護学実習Ⅰ	1			
			基礎看護学実習Ⅱ	2			
		小計（9科目）		14	0	0	
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護学概論	2			
			地域看護と地域包括ケアシステム	2			
			地域・在宅看護活動／援助論	1			
			地域・在宅看護学演習	1			
			地域を学ぶ	1			
			地域・在宅看護学実習	2			
		小計（6科目）		9			
		成人看護学	成人看護学概論Ⅰ（急性期）	2			
			成人看護学概論Ⅱ（慢性期）	2			
			成人急性期の看護方法	1			
			成人慢性期の看護方法	1			
			成人看護学実習Ⅰ	2			
			成人看護学実習Ⅱ	2			
			成人看護学実習（地域連携・多職種連携）	1			
		小計（7科目）		11	0	0	
		老年看護学	老年看護学概論	2			
			老年看護活動／援助論	1			
			老年看護学演習	1			
			老年看護学実習Ⅰ	2			
			老年看護学実習Ⅱ	2			
		小計（5科目）		8	0	0	
		小児看護学	小児看護学概論	1			
			小児看護活動／援助論	1			
			小児看護学演習	2			
			小児看護学実習	2			
		小計（4科目）		6	0	0	

専門教育科目		母性看護学	母性看護学概論	1			
			母性看護活動／援助論	1			
			母性看護学演習	2			
			母性看護学実習	2			
		小計（4科目）		6	0	0	
		精神看護学	精神看護学概論	1			
			精神看護活動／援助論	1			
			精神看護学演習	2			
			精神看護学実習	2			
		小計（4科目）		6	0	0	
	統合分野	国際看護学	医療英語	1			
			国際看護学	2			
			英語診療演習	1			
			国際看護実習Ⅰ	1			
			国際看護実習Ⅱ			1	
		小計（5科目）		5	0	1	
		看護の統合と実践	看護の統合と実践	1			
			看護研究の基礎	2			
			チーム医療と医療安全	1			
			看護マネージメント	1			
			遠隔看護と看護情報	1			
			看護とリハビリテーション	1			
			看護学総合講義	4			
			応用看護演習 ＯＳＣＥ／ＩＢＴ	1			
			看護学統合実習	2			
		小計(9科目)		14	0	0	
合計（66科目）				101	0	1	

別表第８　学　費

入学金	（　薬　学　部　）	400,000円
	（看　護　学　部）	300,000円
	（健康医療科学部）	300,000円
	（　心　理　学　部　）	200,000円
	（　国際看護学部　）	300,000円

薬学部

費　目	1　年　次	2　年　次	3　年　次
授業料	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円
施設拡充費	500,000円	500,000円	500,000円
実務実習費	0円	0円	0円

費　目	4　年　次	5　年　次	6　年　次
授業料	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円
施設拡充費	500,000円	500,000円	500,000円
実務実習費	0円	400,000円	0円

看護学部

費　目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授　業　料	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円
施設拡充費	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円

健康医療科学部

費　目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授　業　料	1,200,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円
施設拡充費	450,000 円	450,000 円	450,000 円	450,000 円

心理学部

費　目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授　業　料	750,000 円	750,000 円	750,000 円	750,000 円
施設拡充費	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円

国際看護学部

費　目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授　業　料	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円
施設拡充費	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円

在籍料（休学者）

学部	半期	年間
薬学部	90,000 円	180,000 円
看護学部	75,000 円	150,000 円
健康医療科学部	80,000 円	160,000 円
心理学部	60,000 円	120,000 円
国際看護学部	75,000 円	150,000 円

聴講生・科目等履修生・研究生

聴　講　生	登 録 料		10,000 円
	聴 講 料	1 単位につき	6,250 円
科目等履修生	登 録 料		10,000 円
	聴 講 料	1単位につき	10,000円
		＊本学卒業生は上記の半額	
研　究　生	研究指導料	薬　学　部	300,000 円
		看 護 学 部	300,000 円
		健康医療科学部	200,000 円
		心 理 学 部	200,000 円
		国際看護学部	300,000 円

留学生別科

入学金	100,000 円
授業料（半期）	285,000 円

別表第９　進級基準

薬学部薬学科

進級判定	進級基準	備考
4 年生まで（各学年）	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が 3 科目以内であること。 (2) 実験・実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
4 年生から 5 年生	(1) 4 年生までの必修科目 121 単位をすべて修得していること。	
5 年生から 6 年生	(1) 病院実習・薬局実習に合格していること。ただし特別な理由により病院実習または薬局実習をできなかった場合を除く。	

看護学部看護学科

進級判定	進級基準	備考
3 年生まで（各学年）	(1)当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が 3 科目以内であること。 (2)実習科目に、不合格となった科目がないこと。 (3)同一学年における在学年数が 2 年以内であること。	
3 年生から 4 年生	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が 3 科目以内であること。 (2) 臨地実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨地実習をできなかった場合を除く。 (3) 同一学年における在学年数が 2 年以内であること。	

健康医療科学部作業療法学科・理学療法学科

進級判定	進級基準	備考
3 年生まで（各学年）	(1) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。 (3) 同一学年における在学年数が 2 年以内であること。	
3 年生から 4 年生	(1) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 臨床実習科目に、合格していること。ただし不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨床実習をできなかった場合を除く。 (3) 同一学年における在学年数が 2 年以内であること。	

心理学部臨床心理学科

進級判定	進級基準	備考
2 年生から 3 年生	(1)　2 年以上在学していること。 (2)　全学共通教育科目、専門教育科目あわせて 50 単位以上の単位数を修得していること。 (3)　「心理学基礎演習 1」及び「心理学基礎演習 2」の単位を修得していること。 (4)　2 年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。	
3 年生から 4 年生	(1)　3 年以上在学していること。 (2)　全学共通教育科目、専門教育科目あわせて 90 単位以上の単位数を修得していること。 (3)　「心理学特殊演習 1」及び「心理学特殊演習 2」の単位を修得していること。 (4)　3 年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。	

国際看護学部看護学科

進級判定	進級基準	備考
3 年生まで（各学年）	(1)当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が 3 科目以内であること。 (2)実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
3 年生から 4 年生	(1)当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が 3 科目以内であること。 (2)臨地実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨地実習をできなかった場合を除く。	

別表第１０　追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準

事由	必要書類	追試験料	評価基準
1．感染症※	医師の診断書	なし	100 点 満点
2．実習等（教育実習，介護体験，福祉実習，インターンシップ等）	担当部署の発行する書類		
3．就職試験	就職試験案内等（受験票）		
4．忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等		
5．交通機関の遅延	遅延証明書		
6．交通事故	事故証明書		
7．裁判員裁判	公的証明書		
8．その他の公的な事由	公的証明書		
9．その他の私的な事由	学生の所属する学部の学部長押印のある理由書	1,000 円	90 点 満点

※感染症は、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた感染症とする。

別表第１１　再試験として認められる対象者、条件、再試験料及び評価基準

薬学部薬学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 （科目数の制限なし） (3) 当該科目の授業の出席が 3 分の 2 を超えている。	1,000 円	60 点満点	

看護学部看護学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 （科目数の制限なし） (3) 当該科目の授業の出席が 3 分の 2 を超えている。	1,000 円	60 点満点	

健康医療科学部作業療法学科・理学療法学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 （科目数の制限なし） (3) 当該科目の授業の出席が 3 分の 2 を超えている。	1,000 円	60 点満点	

心理学部臨床心理学科

対象者	条件	再試験料	評価 基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 （科目数の制限なし） (3) 当該科目の授業の出席が 3 分の 2 を超えている。	1,000 円	60 点満点	

国際看護学部看護学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1)大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2)定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 （科目数の制限なし） (3)当該科目の授業の出席が 3 分の 2 を超えている。	1,000 円	60 点満点	

学位規程

（平成４年４月１日制定）

（趣　　旨）
第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）の規定に基づき、本学において授与する学位にかかわる、学位論文の審査、最終試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。
（学位の種類）
第２条　本学において授与する学位は、次の通りとする。
⑴　学士の学位

学部	学科	学位
人文学部	心理学科	学士（心理学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
教養学部	地域教養学科	学士（教養）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
健康医療科学部	作業療法学科	学士（作業療法学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）
心理学部	臨床心理学科	学士（心理学）
国際看護学部	看護学科	学士（看護学）

⑵　修士の学位

研究科	専攻	学位
理工学研究科	物質理学専攻	修士（物質理学）
	物理工学専攻	修士（物理工学）
生命理工学研究科	生命理工学専攻	修士（生命理工学）
人文学研究科	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）

⑶　博士の学位

研究科	専攻	学位
理工学研究科	物質理工学専攻	博士（理工学）
人文学研究科	日本文学専攻	博士（日本文学）
生命理工学研究科	生命理工学専攻	博士（生命理工学）

（学士の学位授与の要件）
第３条　学士の学位は、医療創生大学学則に定めるところにより、卒業と認められた者に授与する。
（修士の学位授与の要件）
第４条　修士の学位は、医療創生大学大学院学則に定めるところにより、修士課程を修了したと認められた者に授与する。
（博士の学位授与の要件）
第５条　博士の学位は、大学院学則に定めるところにより、博士後期課程を修了したと認められた者に授与する。
２　前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士後期課程を経ない者であっても博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。
（論文の提出）
第６条　修士及び博士の学位の論文は、論文題目、研究内容等を提出期限までに当該指導教授に届け出て、あらかじめ承認を受け、論文提出期限までに正副２部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。
２　前項の論文題目、研究内容等の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。
３　前条第２項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、履歴書、学位論文の要旨及び論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。
４　研究科長は、第１項及び前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて研究科委員会の審査に付さなければならない。
５　学位論文のほかに、審査に必要と認められる資料等を提出させることがある。
（論文の審査）
第７条　論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれに当たる。
２　審査委員会は、学位論文に関連する学科目を担当する本学の教員３人以上の委員をもって構成する。
３　前項の規定にかかわらず、審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
４　審査委員は、研究科委員会の議を経て研究科長が指名するものとする。
５　審査に当たっては、第５条第２項の規定に定める者以外においても、別途定める審査手数料を徴収することができる。
６　審査にかかわる学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。
（最 終 試 験）
第８条　最終試験は、前条の審査委員会が学位論文を中心として、これに関連ある専攻の授業科目及び１箇国以上の外国語について、口答又は筆記試問によって行う。
（審査及び最終試験期間）
第９条　修士の学位の論文審査及び最終試験は、学位論文提出期限後おおむね３箇月以内に修了するものとする。
２　学位論文が提出されたときは、その提出日から１年以内に学位論文の審査、試験及び学力認定を修了するものとする。
（審査の報告）
第10条　審査委員会は、学位論文の審査の結果及び最終試験の成績を記録して、研究科委員会に報告するものとする。
（判　　定）
第11条　研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び最終試験の合否を議決する。
２　前項の議決には、構成員の３分の２以上の出席を必要とし、かつ、出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。
（研究科長の報告）
第12条　研究科委員会において、学位が授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨等を学長に報告しなければならない。
（学位記の授与）
第13条　学長は、前条の規定による報告に基づいて、学位授与の要件を満たした者に対し、該当する学位記を授与する。
（博士論文等の公表）
第14条　研究科委員会は、博士の学位を授与した日から３箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。
２　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内にその学位論文をインターネットにより、公表しなければならない。ただし、既に公表してあるときは、この限りでない。
３　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由により当該論文の全文を公表できないときは、研究科委員会の承認を得て、全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。
４　第２項の規定により公表する場合は、当該論文に「医療創生大学審査論文（博士）」、前項の規定により公表する場合は、当該論文に「医療創生大学審査論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。
（報　　告）
第15条　学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３箇月以内に文部科学大臣に報告するものとする。
（学位の名称）
第16条　学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、当該学位に大学名を付記するものとする。
（学位の取消し）
第17条　本学において学位の授与を受けた者が次の各号の１に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、学長は、その学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表するものとする。
⑴　不正の方法により学位の授与を受けたことが判明した場合
⑵　名誉を汚す行為を行ったものと認められた場合
（学位記の再交付）
第18条　学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記して、学長に申請しなければならない。
（学位記の様式）
第19条　学位記の様式は、別記様式のとおりとする。
（雑　　則）
第20条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会若しくは研究科委員会の意見を聴いて、学長が定める。
（改　　廃）
第21条　この規程の改廃は、教授会若しくは研究科委員会の意見を聴いて、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附　則　この規程は、平成４年４月１日から施行する。ただし、学士の学位については、平成３年度卒業生にも適用する。
附　則　この規程は、平成６年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成７年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成10年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成17年４月１日から施行する。ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。
附　則　この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成22年４月１日から施行する。ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。
附　則　この規程は、平成24年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成25年11月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成29年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成30年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成31年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和２年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

学生規程

（令和３年４月１日制定）

（趣　　旨）
第１条　本規程は医療創生大学学則（以下「学則」という）及び医療創生大学大学院学則（以下「大学院学則」という）に基づき、医療創生大学学部学生及び医療創生大学大学院学生（以下「学生」という）が守るべき事項について定めるものとする。

（誓　約　書）
第２条　本学の学生になろうとする者は､誓約書を提出しなければならない。
２　本学の学生となった者は、前項の誓約を守らなければならない。
３　保証人は保護者又はこれに代わる者で、保証する学生の身上及び学費の納入について、その責に任ずる者とする。
４　学生は、保証人を変更したとき又は保証人が住所等を変更したときは速やかに届出なければならない。

（学　籍　簿）
第３条　学生は、必要事項を学籍簿に記入して入学後速やかに提出しなければならない。
２　学籍簿の提出後、記載事項に変更のあった場合は速やかに変更届を提出しなければならない。

（学　生　証）
第４条　学生は、入学の際に学生証の交付を受けるものとする。
２　学生は、常に学生証を携帯し、本学教職員から求められたときには直ちにこれを提示しなければならない。
３　学生は、学生証を紛失もしくは汚損したとき又は記載事項に変更が生じたときには所定の手続きにより､再交付を受けなければならない。
４　学生証は、他人に貸与または譲渡してはならない。
５　学生は、卒業・修了、退学又は除籍等により学籍を失ったとき及び有効期限を経過したときは速やかに学生証を返却しなければならない。

（学　　費）
第５条　学生は、学則第50条及び大学院学則第41条に基づき、所定の金額を学費として納入しなければならない。
２　学費は入学時を除き、次の納入期限までに納入するものとする。
前期学費納入期限　４月30日
後期学費納入期限　10月31日
３　前項の納入期限までに学費納入が困難な者は、延納願を大学が指定する期日までに提出しなければならない。
４　学費未納、かつ、延納願の提出のない場合は、授業を受講してはならない。
５　延納願の提出があった場合において、次の期限を過ぎて学費納入がなかった場合、除籍とする。
前期学費延納期限　８月31日
後期学費延納期限　１月31日
６　納入期限の期日が金融機関休業日の場合、金融機関の前営業日までに納入するものとする。

（学費未納による除籍）
第６条　学則第48条又は大学院学則第39条により除籍となった者の除籍日は、死亡した場合を除き学費が納入された学期の末日とし、除籍決定日は学長決裁日とする。
前期学費未納除籍日　前年度３月31日
後期学費未納除籍日　９月21日

（休学、退学、復学）
第７条　学生は、学則第44条、同第46条又は大学院学則第36条、同第38条に基づき休学、退学をしようとする場合には、チューター教員（大学院学生の場合は指導教員）又は学年主任、学科主任との面談の後、所定の用紙を事務局に提出し、所属学部の教授会（大学院学生の場合は所属の研究科委員会）の議を経て学長の許可を受けなければならない。
２　次の休学申出期限までに休学を申し出た場合、学則に定められた在籍手数料を納入することによって休学することができる。ただし、期限を過ぎて休学を申し出する場合、申し出時において学費が納入されていなければならない。
前期及び通年休学の申出期限　５月30日
後期休学の申出期限　11月30日
３　学則第44条５項又は大学院学則第36条２項により復学する場合、大学が指定する期間内に復学願を事務局に提出しなければならない。
４　休学中の学生が、前項の復学手続き又は休学期間の延長の手続きを行わなかった場合、休学期間満了をもって除籍とする。

（健 康 診 断）
第８条　学生は、毎年１回以上定期的又は臨時に健康診断を受けなければならない。

（学 友 団 体）
第９条　学部学生が学内において団体（以下「学友団体」という）を設立する場合は、所定の用紙に規約又は会則を添えて提出し許可を受けなければならない。
２　前項の学友団体の設立にあたっては、本学の専任教職員のうちから顧問を定めなければならない。
３　学友団体は、学友会に所属することとし、別に定める学友会規約を遵守しなければならない。

（活動の制限等）
第10条　学友団体が次の各号の事項に該当するときは、学長は当該学友団体の活動を停止することができる。
⑴　その行為が本学の定めた諸規則に違反し、又は学内の秩序を乱し、若しくは教育研究活動に支障をきたす恐れがあると認められるとき。
⑵　学友団体の活動中に事故が発生するなど、その運営が適正に行われなかったとき。
⑶　学友団体の会員が不祥事に関係し、かつ、それが当該学友団体の活動と密接な関連があったとき。

（学生の施設利用）
第11条　学生又は学友団体が、学内施設を占有して使用しようとする場合は事務局に届出し許可を受けなければならない。
２　施設の使用にあたっては、時間を厳守し、使用後は用具を戻し清掃を行わなければならない。
３　学内の施設及び工作物を故意に汚損、撤去及び破壊した場合には、学生懲戒規程に基づき処分するとともに損害を弁償させるものとする。

（課外行事の開催又は参加）
第12条　学生又は学友団体が学内又は学外において行事を行う又は参加しようとする場合には、実施の７日前までに（海外については２ヶ月前）までに事務局に活動届を提出し許可を受けなければならない。

（海 外 渡 航）
第13条　学生が海外渡航（留学生においては帰国）する場合には、出発日の10日前までに事務局に海外渡航届を提出しなければならない。

（通　　学）
第14条　学生が自動車及び自動二輪車等を使って通学する場合は、事務局に届出し許可を受けなければならない。
２　自動車及び自動二輪車等を駐車する場合は、大学が指定する駐車場を使用しなければならない。

（事故等の報告）
第15条　学生又は保証人は学生が交通事故その他の事故又は事件の当事者になった場合は、速やかに事務局に報告をしなければならない。

附　則　この規程は令和３年４月１日から施行する。

研究生規程

（昭和63年4月1日 制　　定）

（趣　　旨）
第１条　医療創生大学学則（昭和62年４月１日。以下「学則」という。）第59条第２項による研究生について必要な事項は、この規程の定めるところによる。
（定　　義）
第２条　研究生とは、専門事項の研究のため研究主題を定め、特定の教員の指導を受けて研究する者をいう。
（入 学 資 格）
第３条　研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。
（出願手続及び入学許可）
第４条　研究生として入学を希望する者は、別に定める手続を経て入学願書を学長に提出するものとする。
２　研究生の入学は、学科主任、学部長を経由して教授会の議を経て、学長が許可する。
（入 学 時 期）
第５条　入学の時期は、学年又は学期始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りではない。
（研 究 期 間）
第６条　研究期間は、１年以内とする。ただし、研究上の必要が認められた場合には、正規学生の研究及び指導に支障のない限り延長を許可することがある。
２　前項の期間の延長を希望する場合には、別に定める期日までに理由を付して所定の書類を提出し学長の許可を得るものとする。
（研 究 報 告）
第７条　研究生は、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経由して、学長に提出するものとする。
（研究証明書）
第８条　研究生には、研究証明書を交付することができる。
（研究生の退学及び除籍）
第９条　研究生が中途退学しようとするときは、指導教員、学部長を経由して学長に願い出なければならない。
２　研究生で研究の実があがらないとき、又は研究生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて除籍する。
（雑　　則）
第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が定める。
（準　　用）
第11条　前各条以外の規定については、学則を準用する。
（改　　廃）
第12条　この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、大学評議会の議を経て、学長が行う。
附　則　この規程は、昭和63年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成24年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成29年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成30年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

研究生申込手続要領

１．出 願 資 格
大学を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認める者であって、研究主題を定め、本学において特定の教員の指導のもとに研究しようとするもの。

２．出 願 書 類
⑴　検定料納入票（所定用紙）
⑵　医療創生大学研究生願書（所定用紙）
⑶　履歴書（所定用紙、写真を貼ること。）
⑷　出身学校卒業証明書（本学の卒業者は、不要とする。）
⑸　合否通知送付用封筒（郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用の切手を貼る。）
⑹　健康診断書
⑺　所属長の承諾・確約書（在職中の者）
⑻　外国人の場合は、前各号のほか次の書類を必要とする。
ア　外国人登録原票の写し（在留資格及び在留期間の記載のあるもの）
イ　身元保証書（日本在住者のもの）

３．検　定　料
25,000円　　願書受付日に納入すること。

４．願書受付期間・受付場所
［通年・前学期］各年、２月１日から２月28日まで
［後　学　期］各年、７月１日から７月31日まで
ただし、外国人の受付期間については、この限りではない。
受付は、教務学生課とし、10時から15時までとする。

５．選 抜 方 法
原則として書類選考とする。ただし、必要があれば、面接を行う。

６．指導教員（専任講師以上）
指導教員は、研究内容により当該学部で定めるものとする。ただし、特定教員の指導を希望する場合は、あらかじめ当該教員の内諾を得ておくことが望ましい。

７．入学の時期及び期間
入学の時期は、学期の始めとする。期間は１箇年以内とする。
［通　　年］各年、４月１日から翌年３月31日まで
［前　学　期］各年、４月１日から　　９月30日まで
［後　学　期］各年、10月１日から翌年３月31日まで
ただし、研究生規程第５条により、学期の途中で入学が認められた者は、月初めの１日からとする。

８．合 格 発 表
合格、不合格とも本人あてに郵送で通知する。
［通年・前学期］　各年、３月中旬
［後　学　期］　各年、８月中旬

９．研究指導料

薬学部	300,000円
看護学部	300,000円
健康医療科学部	200,000円
心理学部	200,000円
生命理工学研究科	200,000円
人文学研究科	150,000円

指定の期間に納入する。ただし、研究に要する実費（実験、実習費等）は、別に追加徴収することがある。また、半期研究の場合の研究指導料は、２分の１とする。なお、途中入学者については、上記金額を月割りにより計算する。

参考事項
１．合格者の手続
合格者は、所定の期間内に提出書類とともに研究指導料納入の手続を完了すること。指定期間内に手続しない場合は、棄権したものとみなす。
提出書類：
⑴　研究指導料納入票（所定用紙）
⑵　誓約書（所定用紙、保証人連帯とする。）
⑶　本人の住民票原本の写し又は登録原票記載事項証明書（市区町村役場発行のもの）
⑷　写真２枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝、裏面に氏名を記入する。）

２．そ　の　他
研究期間が終了したとき、研究生は、その研究成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経て学長に提出するものとする。

科目等履修生申込手続要領

1．科目等履修生となるための資格・受講条件等

① 受講可否判定のための選考試験（面接や筆記等）を行う。選考試験の内容や方法等については、受講予定者が単位取得を希望する科目の担当者が決定し、実施する。なお、教職関連科目については、別途教職課程委員がその任にあたる。
② 正科学生の教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り認められる。
③ また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
④ 受講生は１年間に30単位を超えて受講することはできない。
⑤ 受講期間は１年間とする。

2．出 願 期 間

通年・前期　３月11日～３月16日
後期　　８月24日～８月31日
平　日　9:00 ～ 16:00
土曜日　9:00 ～ 12:00

3．手 続 方 法

① 所定の用紙に必要事項を記入し、出願期間内に教務学生課へ提出すること。
・志願票－１（本学所定の様式）
・志願票－２（本学所定の様式）
・履歴書　　（本学所定の様式、必ず写真貼付すること）
・健康診断　（一般健康診断（学校保健法により、胸部レントゲン写真を検査項目に必ず含むもの、検査結果１年以内有効）
※なお、教職の資格取得を目的とする場合は、希望する免許の種類によって、最終学歴の成績証明書の提出を求める場合がある。
② 選考結果については、通年・前期の履修を希望する者は３月末日までに、後期の履修を希望する者は９月中旬までに通知する。
③ 受講を許可された者は、通知後、１週間以内に登録料及び受講料を納入し、併せて誓約書及び受講証用の写真（タテ４cm×ヨコ３cm）１枚を提出すること。手続完了後、科目等履修生証を交付する。

4．登　録　料

10,000円
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録料は返還されない。

5．受　講　料

（１単位につき）10,000円
※本学卒業生の場合は「（１単位につき）5,000円」とする。
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として受講料は返還されない。

6．そ　の　他

① 教職の資格取得を目的とする場合、原則として教育実習の斡旋は行わない。
② 受講する際は、必ず科目等履修生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに科目等履修生証を教務学生課へ返還すること。

聴講生申込手続要領

1．聴講生となるための資格・受講条件等

① 教養を深めることを目的として聴講を希望する者は学歴等の資格を問わない。
但し、科目によっては受講可否判定の学力試験を課す場合がある。
② 正科学生の教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り聴講生としての受講を認める。
③ 原則として実験・実習・実技を伴う科目の受講は認めない。
また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
④ 聴講生は１年間に30単位を超えて受講することはできない。
⑤ 聴講期間は１年間とする。

2．出 願 期 間

通年・前期　３月11日～３月16日
後期　　８月24日～８月31日
平　日　9:00 ～ 16:00
土曜日　9:00 ～ 12:00

3．手 続 方 法

① 所定の用紙に必要事項を記入し、出願期間内に教務学生課へ提出すること。
・志願票－１（本学所定の様式）
・志願票－２（本学所定の様式）
・履歴書　　（本学所定の様式、必ず写真貼付すること）
② 選考結果については、通年・前期の履修を希望する者は３月末日までに、後期の履修を希望する者は９月中旬までに通知する。
③ 受講を許可された者は、通知後、１週間以内に登録料及び受講料を納入し、併せて誓約書及び受講証用の写真（タテ４cm×ヨコ３cm）１枚を提出すること。手続完了後、聴講生証を交付する。

4．登　録　料

10,000円
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録料は返還されない。

5．聴　講　料

（１単位につき）6,250円
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として聴講料は返還されない。

6．そ　の　他

① 聴講科目の単位認定は行わない。
② 受講する際は、必ず聴講生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに聴講生証を教務学生課へ返還すること。

転部・転科に関する細則

（平成23年４月１日制定）

（趣　　旨）
第１条　この細則は、医療創生大学学則（昭和62年４月１日）第43条に基づき、他学部への転部及び他学科への転科に関し、必要な事項を定める。
（定員及び選考）
第２条　学科の定員に余裕のある場合に限り、志願先の学部は、転部・転科を認めることができる。
２　転部・転科を認める場合は、志願先の学部が選考を行う。
３　選考方法については、志願先の学部でこれを定める。
（出 願 資 格）
第３条　転部・転科しようとする学生の転入学年及び出願資格については、志願先の学部で定める。
（出 願 手 続）
第４条　志願者は、所定の転部・転科願及び出願書類に検定料を添え、志願する学部の学部長に提出しなければならない。
（転部・転科の許可）
第５条　転部・転科の許可は、志願先の学部教授会の議を経て学長が行う。
２　転部・転科を許可された者は、在籍学科の学科主任を通じて転部・転科届を在籍学部長に届け出なければならない。
３　転部・転科を許可された場合であっても、志願者が転部・転科する時点において出願資格を満たしていない場合は、転部・転科の許可は無効とする。
（在 学 年 数）
第６条　志願者が転部・転科した際の在学年数は、転部・転科前に在籍した学部・学科の年数を通算することができる。ただし、修業年限が異なる学部・学科間での転部・転科の在学年数については別に定める。
（単位の認定）
第７条　志願者が転部・転科前に修得した単位の認定は、修得単位の認定に関する細則（昭和62年４月１日）を準用する。
（学　費　等）
第８条　第４条に規定する検定料は、別に定める。
２　志願者が転部・転科した際の授業料等学納金は、志願学部又は志願学科の当該年次に定められた額とする。
（雑　　則）
第９条　この細則に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。
（改　　廃）
第10条　この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附則　この細則は、平成23年４月１日から施行する。
附則　この細則は、平成27年４月１日から施行する。
附則　この細則は、平成29年４月１日から施行する。
附則　この細則は、平成30年４月１日から施行する。
附則　この細則は、平成31年４月１日から施行する。

再入学に係わる内規

第１条　再入学とは、大学を途中にてやむを得ない理由により退学した者又は除籍となった者が、再び大学に戻る場合を言う。

第２条　再入学の許可は、退学理由等を審査し、教授会の議を経て学長が行う。ただし、退学又は除籍後２年以上を経過している者にあっては学力検査を課すものとする。

第３条　再入学できる課程等は、当該希望者が退学又は除籍時に所属していた学科等とする。ただし、退学又は除籍時に所属していた学科等がない場合は、当該学科等に相当する学科等とする。

第４条　再入学できる学年は、当該希望者が退学又は除籍時の学年またはそれ以下の学年とする。

第５条　再入学を許可された者の入学時期は、前期又は後期の学期の始めとする。

第６条　再入学を許可された者の、すでに修得した科目及び単位は、審査のうえ、その一部又は全部を認める。

第７条　再入学を許可された者の授業料等学納金は、再入学を許可された学籍のものとし、入学金は徴収しない。

学校法人医療創生大学

個人情報保護への取組みについて

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

１　基本方針

近年、社会の高度情報化に伴い、個人情報保護についての意識が世界的に高まってきており、わが国においても、平成17年４月１日より個人情報保護に関する法律が施行されました。学校法人医療創生大学（以下「本法人」という。）では、個人情報は個人の重要な財産であり、その適切な利用と保護は極めて重要であると捉え、本法人で業務に従事するすべての者が、個人情報保護に係る法令を遵守し、学生及び保護者、教職員、卒業生等の個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、本法人関係者の個人情報を守り、社会の信頼に応えていきます。

２　組織体制

本法人は、基本方針を具体化するため、以下の活動を行います。

1．業務に従事するすべての者は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。
2．個人情報統括責任者を選任し、本法人の個人情報の取扱いを統括させるとともに、運用に関する責任及び権限を与え、個人情報の適正な取扱いを確保します。
3．個人情報管理責任者を大学及び法人事務局に選任し、学校及び法人本部における個人情報の適正な管理を行います。
4．関係する個人及び企業等に対し、本基本方針の目的達成のための協力を要請します。
5．本基本方針は、本法人のホームページ等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態とします。
6．本法人で定める個人情報保護に係る規程等を継続的に改善します。

３　個人情報の取扱い

【収集・目的】

個人情報の収集にあたり、その目的を明らかにするとともに、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な限度に限定し、適切に取扱います。

【保管管理】

収集した個人情報は、本法人で定める規程等に則して、適切に保管・管理します。

【安全対策】

個人情報の正確性及び安全性を確保するため、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の予防に努めます。

以上

上記の内容を踏まえ、医療創生大学では、以下の目的で個人情報を取扱います。

①　本学の研究・教育に利用する。
②　学生の指導・助言に利用する。
③　本学の教育改革・教育改善に利用する。

キャンパス案内図

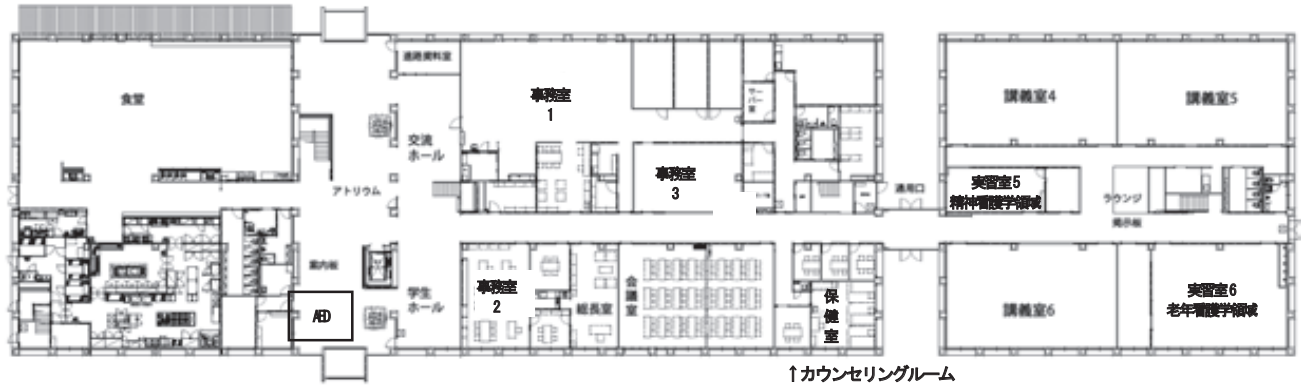
施設周辺



館内図

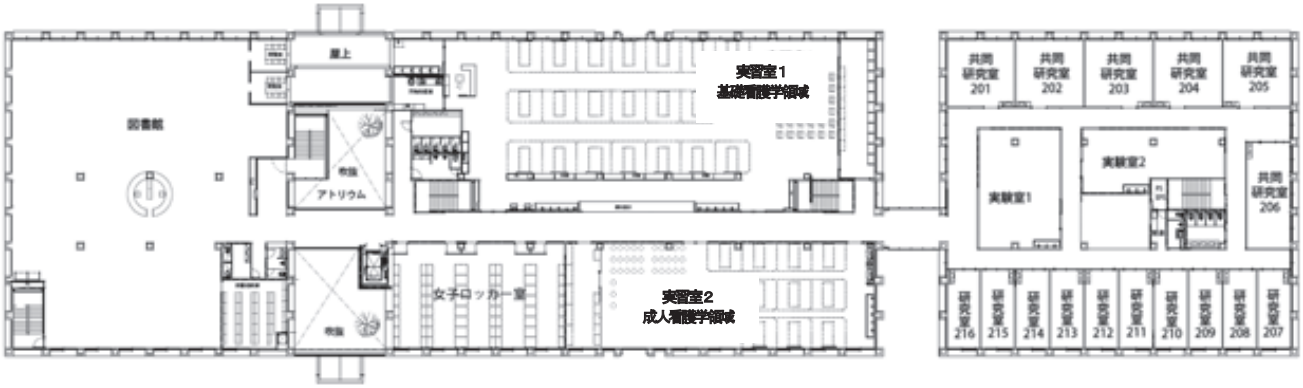
1階

東館　　本館　　西館



2階

東館　　本館　　西館



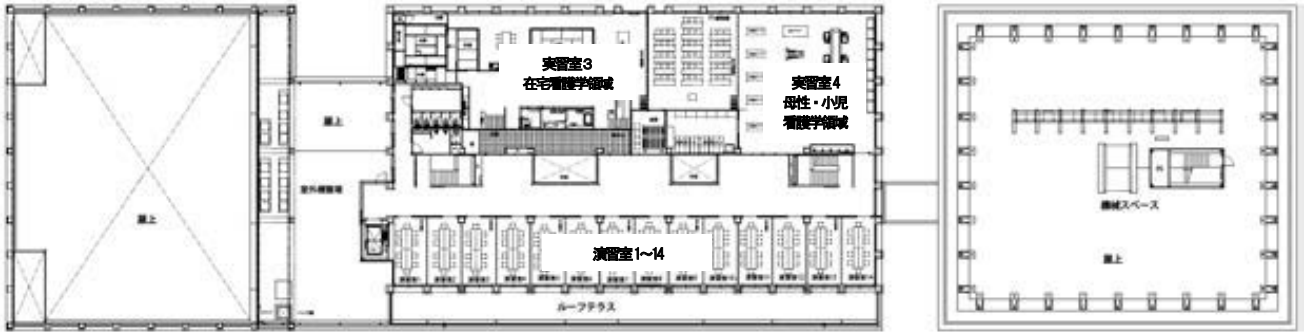
3階

東館 **本館** **西館**



4階

東館 **本館** **西館**



卒業まで大切に保管しましょう!

1．「履修の手引」は、みなさんが学業を進めていくうえで必要不可欠な、履修に関する事項を収録したものです。卒業時まで使用します。
2．「履修の手引」は、入学時にのみ配付するものです。紛失した場合の再配付はいたしませんので、卒業するまで大切に保管して下さい。
3．「履修の手引」は、履修ガイダンスおよび履修登録（変更）期間には、必ず持参して下さい。
4．「履修の手引」の内容の一部が変更されることがあります。その場合は、変更部分のみの資料配付、または掲示等でお知らせします。

履修の手引（国際看護学部）

2024年度入学者用

2024年４月１日　発行

医　療　創　生　大　学

柏キャンパス
〒277－0803　　千葉県柏市小青田１－３－４
TEL　04（7136）0007（代）

非売品

学籍番号	W					
氏　　名						

再配付しませんので、必ず名前を書きましょう。